

第2回古平町議会定例会 第1号

令和2年6月18日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 承認第 2号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて
〔古平町税条例等の一部を改正する条例〕
- 5 承認第 3号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて
〔古平町都市計画税条例の一部を改正する条例〕
- 6 承認第 4号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて
〔令和2年度古平町一般会計補正予算（第1号）〕
- 7 議案第29号 令和2年度古平町一般会計補正予算（第2号）
- 8 議案第30号 古平町税条例の一部を改正する条例案
- 9 議案第31号 古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案
- 10 議案第32号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第33号 古平町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第34号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 13 議案第35号 古平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 14 議案第36号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 15 議案第37号 工事請負契約の締結について
- 16 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について
- 17 同意第 1号 古平町農業委員会委員の任命について
- 18 同意第 2号 古平町農業委員会委員の任命について
- 19 同意第 3号 古平町農業委員会委員の任命について
- 20 同意第 4号 古平町農業委員会委員の任命について
- 21 同意第 5号 古平町農業委員会委員の任命について
- 22 陳情第 5号 「国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めること」を求める陳情
- 23 陳情第 6号 「公立学校教員に1年単位の変形労働時間制を適用しないこと」を求める陳情
- 24 陳情第 7号 「コロナ禍のもと米海兵隊移転訓練中止決定を求める意見書」（案）の

採択を求める陳情書

- 25 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
26 一般質問
27 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
 (総務文教常任委員会)
28 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書
 (産業建設常任委員会)
29 委員会の閉会中の継続調査申出書
 (広報編集常任委員会)
30 委員会の閉会中の継続調査申出書
 (議会運営委員会)
31 委員会の閉会中の継続調査申出書
 (庁舎等建設調査特別委員会)

○追加議事日程

- 1 同意第 6号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○出席議員 (10名)

議長10番	堀	清	君	1番	木	村	輔	宏	君		
2番	逢	見	輝	続	君	3番	真	貝	政	昭	君
4番	寶	福	勝	哉	君	5番	梅	野	史	朗	君
6番	高	野	俊	和	君	7番	岩	間	修	身	君
8番	山	口	明	生	君	9番	工	藤	澄	男	君

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町	長	貞	村	英	之	君				
副	町	長	佐	藤	昌	紀	君			
教	育	長	石	川	忠	博	君			
総	務	課	長	松	尾	貴	光	君		
総	務	課	主	幹	佐	藤	亘	君		
町	民	課	長	五	十	嵐	満	美	君	
保	健	福	祉	課	長	和	泉	康	子	君
産	業	課	長	細	川	正	善	君		
建	設	水	道	課	長	高	野	龍	治	君

會計管理者	白岩	豐君
教育次長	本間克昭君	
總務係主査	人見克完君	
財政係主査	湯淺	学君

○出席事務局職員

事務局長	三浦史洋君
議事係長	澤口達真君

開会 午前10時01分

○議会事務局長（三浦史洋君） それでは、本日、会議に当たりまして出席状況についてご報告申し上げます。

ただいま議員10名が出席されております。

説明員は、町長以下13名の出席でございます。

以上です。

◎開会の宣告

○議長（堀 清君） ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しております。

よって、会議は成立します。

ただいまから令和2年第2回古平町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（堀 清君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀 清君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、8番、山口議員並びに9番、工藤議員のご兩名を指名します。

◎議会運営委員長報告

○議長（堀 清君） ここで、去る6月15日に開催されました議会運営委員会での決定事項を議会運営委員長から報告をいただきます。

議会運営委員長、工藤議員、報告願います。

○議会運営委員長（工藤澄男君） それでは、私のほうから去る6月15日に開催しました議会運営委員会での決定事項をご報告申し上げます。

会期につきましては、本日6月18日から6月19日までの2日間とするものです。

議事日程でございますが、お手元に配付の日程表に基づき取り進めるものといたします。

人事案件のうち同意第1号から第5号までは農業委員会委員5名の任命でございますので、一括議題といたします。

また、3件上がっております陳情でございますが、陳情第5号から第7号まで、全て所管の総務文教常任委員会に付託するものといたします。

また、系統である北海道町村議会議長会等から意見書提出要請がございました林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書につきましては、本会議で即決する運びといたします。

最後に、一般質問について説明します。一般質問は一问一答方式で、質問回数は1件につき3回までとします。

以上、議会運営委員会で決定された事項でございますので、皆様にご報告申し上げますとともに、よろしくご協力くださいますようお願い申し上げます。委員長報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（堀 清君） 議会運営委員長からの報告を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長（堀 清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日6月18日から6月19日までの2日間にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日6月18日から6月19日までの2日間に決定しました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（堀 清君） 日程第3、諸般の報告を行います。

報告事項は、例月現金出納検査報告と令和2年後志教育研修センター組合議会第1回定例会決議結果の2件でございます。内容については、お手元に配付の資料をもって代えさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（堀 清君） 本日は定例会でございます。町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○町長（貞村英之君） 令和2年第2回古平町議会定例会の開会に当たり、第1回定例会以降の主立った事務事業の執行状況及びその概要について行政報告をさせていただきます。

半年間にもわたって猛威を振るっております新型コロナウイルス感染症への対応に関し、その全体像について報告いたします。町では、2月25日に国が決定した新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を受け、翌2月26日に新型コロナウイルス感染症対策連絡会議を設置し、感染拡大の防止に取り組んでまいりました。国は4月16日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象区域を全国の都道府県に拡大し、北海道は特に重点的に対策を進める必要がある特定警戒都道府県に指定されたところであります。北海道に緊急事態宣言が発せられたことに伴い、翌4月17日に感染症対策連絡会議を感染症対策本部に格上げし、国や北海道などの関係機関と連携しながら小中学校の臨時休業、町有施設の休館、漁港や古平川の河口に行動自粛の看板設置などを行い、感染拡大の防止に取り組んでまいりました。本町におきましては、現在新型コロナウイルス感染症への感染は確認されておりません。終息が全く見えない状況ではありますが、新しい生活様式の実践など引き続き感染防止対策と町民の皆さんの安心、安全に向けた取組を進めてまいります。

次に、町有施設等に係る感染症拡大防止についてでございますが、まず古平家族旅行村につきま

しては感染拡大防止対策とヒグマの行動範囲内であり、安全性の確保が懸念されることから、今年度の営業を休止いたします。また、海水浴場の届出は行っておりませんが、監視員の配置や環境整備などを行ってきた歌棄海水浴場についても今年度の開設を休止いたします。B & G海洋センターのプールについても夜間は十分な換気を行うことができないということから、利用時間を短縮し、開設いたします。その他の町有施設や町主催のイベントにつきましても今後の動向を注視し、対応を行ってまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

次に、緊急経済対策についてでございますが、国では一つ、感染拡大防止対策と医療提供体制の整備、一つ、雇用の維持と事業の継続、一つ、官民を挙げた経済活動の回復、一つ、強靱な経済構造の構築、最後に今後の備えを5つの柱とした経済対策を4月7日及び4月20日に閣議決定し、地域経済、住民生活への支援を目的とした交付金や子育て世帯への給付金などを創設しましたが、早期実行を要しましたことから、国の補正予算の成立時期や補助事業の決定にかかわらず市町村の補正予算の早期編成、成立が求められました。町では、外出自粛要請や休業要請が続き、個人消費や生産活動の縮小など町内経済が大変厳しい局面にあることを踏まえ、緊急経済対策の第1弾として町民一人一人への特別定額給付金の支給、子育て世帯への臨時特別給付金の支給、町単独事業として甚大な影響を受けている社会経済活動の維持、継続を図ることを目的に、1つ目として商工会プレミアム商品券発行支援事業、2つ目として小規模事業者支援給付金事業、3つ目として灯油等購入助成事業の3事業を実施することとし、早急な事業実施をしなければ効果も薄れてしまうことから、4月21日付で必要な経費の補正予算を地方自治法に基づいて専決処分させていただきました。報告承認を求める議案を提出しておりますので、上程の際にはよろしくご審議の上、承認賜りますようお願い申し上げます。

なお、第1弾の緊急経済対策として実施している事業の状況でございますが、特別定額給付金の支給につきましては1,678世帯、これは全体の96.7%に及びます。人数にして2,865人、97.2%が給付済みでございます。また、子育て世帯への臨時交付金につきましても国と北海道の公務員の児童を除く全ての対象児童240名に支給を完了しております。商工会プレミアム商品券発行支援事業につきましては、プレミアム率を3割とし、6月15日に販売を開始し、使用期間は7月1日から12月31日までの6か月間となっております。また、国の持続化給付金の決定額の10%を町が独自に給付する小規模事業者経営支援給付金事業につきましては、6月1日から受付を開始し、6月17日現在で個人事業主23件、法人3件の計26件からの申請がありました。

次に、地方創生臨時交付金についてでございます。新型コロナウイルスの感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し、地方創生を図るため国の経済対策における5つの柱に対応した地方創生臨時交付金が創設され、第一次交付分として古平町には4,933万4,000円を交付限度額とする旨の通知がございました。町では、この交付金を活用した第2弾の経済対策として町内の実情に応じ、きめ細かに必要な事業が実施できますよう感染防止対策と医療提供体制の整備、強靱な経済構造の構築、地域経済の活性化等を目的とする町単独事業と教育環境の充実のためG I G Aスクール推進等に係る国庫補助事業の必要経費の追加について補正予算を提案しております。上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

また、国庫補助事業の地方負担を対象とする第二次交付分、6月12日に成立した国の第二次補正予算による追加交付分の地方創生臨時交付金を活用した第3弾の経済対策を引き続き検討してまいります。

次に、町立診療所についてでございます。常勤医の確保が最重要課題となっております町立診療所でございますが、これまで5名の医師と面談を行い、岩手県八幡平市の田山診療所、人口約1,400人の地区で唯一の医療機関の所長として勤務してございます高大哲医師、75歳ですが、を7月1日付で採用し、7月13日から常勤での診療開始に向け準備を進めております。高医師は京都市出身で、北海道大学を卒業後札幌市などの病院に勤務、1972年にアメリカに渡り、50年近く勤務医、開業医として過ごし、昨年11月に帰国され、現在に至っております。研修医時代には蓮実医院で代診医として当町で診療した経験もある医師でございます。人生の集大成を自らの出発点に立ち返り、日本の地域医療にささげ、同世代の健康を守っていきこうと自らフレイル予防を実践し、日本内科学会総合内科専門医、アメリカ内科専門医認定資格などをお持ちであります。7月以降の診療体制につきましては、高医師の診療を中心に引き続き社会福祉法人北海道社会事業協会の協力も得まして、第一次医療の提供を目的に運営を行い、地域医療の充実、介護医療院の開設準備を進めてまいります。

また、直営で行っていた調剤業務を3月末で終了いたしました。旧なるみ薬局跡に3月16日から調剤薬局、いしばしあきら薬局が開局していたため混乱はなかったと報告を受けております。常勤医の採用に係る経費の追加及び調剤業務の終了に係る経費の減額について補正予算を提案しておりますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、中心拠点誘導複合施設の建設についてでございます。当工事につきましては、令和2年第2回臨時会で議決をいただき、4月3日に契約を締結、着工したところでございます。現在くい工事が終了し、施策を中心とする土工事が進められています。12月の上棟に向け工事を進めてまいります。また、経済産業省が所管するエネルギー構造高度化事業補助金の交付決定を受けましたので、エネルギー利用高度化工事の契約議案を提案しておりますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、火葬場建設事業についてでございますが、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため3月26日に実施予定としていた火入れ式を中止し、同日から供用開始といたしました。また、旧火葬場につきましては解体工事の準備を進めており、実施設計業者を決定いたしました。早ければ7月末頃から解体を始め、雪が降るまでには外構工事を終える予定でございます。お盆の墓参りによる通行が多い時期に工事が重なることとなり、町民の皆様には一時的にご迷惑をお掛けいたしますが、協力をお願い申し上げます。

次に、山菜狩り遭難事故及びヒグマ対策についてでございます。5月15日に出戸ノ沢地区で発生した山菜狩りの遭難事故でございますが、15日、16日と2日間にわたって猟友会の協力を得ながら警察、消防、ボランティア及び役場職員などで捜索を行いましたが、遭難者の発見には至らず、見つかった所持品からヒグマに襲われた可能性が高く、捜査を打ち切らざるを得なくなった状況でございます。町では、人間を襲う可能性がある問題個体のヒグマが出没したと判断し、北海道ヒグマ管理計画に定める第3段階の措置である対策本部の設置、付近への入山禁止の周知、猟友会によ

る朝夕のパトロールを2週間実施し、ICT技術を活用した捕獲用箱わなの設置を行っております。今後も問題個体のヒグマの捕獲、入山禁止の周知徹底を進めてまいります。

最後になりますが、昨年の4定でもご報告いたしました北後志消防組合古平支署小型積載車の重量超過についてでございますが、平成31年4月に判明いたしました古平支署に配備されている小型ポンプ積載車1台が自動車検査証に記載されている車両総重量を超過していた問題につきまして、消防組合から令和2年4月に報告書案の提示を受けました。当該車両につきましては、入替え前の車両が増加する救助資機材への対応ができておらず、短期間での入替えとなったことから、予算措置の際には大型車両での購入検討を町から指示したにもかかわらず、消防組合の判断で購入した車両であり、町としてはこれまでの原因究明、速やかな是正、再発防止策の徹底、情報の公開、責任の所在を明確にするよう迅速な対応を消防組合に求めてきたところでございます。消防組合では、原因究明として車種選定、仕様書、完成検査の妥当性の検証、車検申請書類等の適正性の検証、打合せ記録の検証を行い、1つ目として結果的に車種選定に無理があったこと、2つ目として仕様書に不明確な部分があったこと、3つ目として打合せ記録の事務処理において不完全な部分があったこと、4つ目として完成検査の手続が不十分であったことなどが原因とされたところでございます。再発防止策として消防組合本部と支署の連携強化などが挙げられ、関係職員の処分を検討するとの内容でありました。このような事態になりましたことは誠に遺憾でございますが、北後志消防組合は自賄い方式でございますので、今年度中に重量超過の解消と古平町に必要な消防力の検討を行い、古平支署に配備する車両の在り方を町、支署、消防団及び消防組合本部で十分な協議を行い、進めてまいります。

会議などの開催状況及び事業概要については資料1に、各種工事、委託業務の発注状況につきましては資料2に取りまとめいたしましたので、後ほどご高覧ください。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

最後に、本定例会に付議いたします案件は、専決処分の承認案件3件、補正予算案1件、条例改正案6件、過疎計画の変更案件1件、工事契約の締結案件1件、報告1件、人事案件6件の合計19件でございます。これらの議案につきましては、慎重なるご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。

○議長（堀 清君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から教育行政報告の申出がありましたので、これを許します。

○教育長（石川忠博君） 令和2年第2回古平町議会定例会の開会に当たりまして、第1回定例会以降の主な事務事業の執行状況及びその概要につきまして教育行政報告をさせていただきます。

初めに、学校教育活動についてでございます。小中学校では、マスク着用などの新型コロナウイルス感染症対策を行いながら4月6日に新入学生、教職員、保護者のみで入学式を行い、他の学年も同日に始業式を行い、4月17日まで2週間に全学年で指導できなかった学習の補充を中心とした授業を行いました。その後4月16日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域が全都道府県に変更されましたことに伴い、北海道教育委員会の要請を受け、4月20日から小中学校が臨時休業となり、結果として5月31日まで休業期間を延長したところでございます。臨時休業期間中、小中

学校におきましては年間指導計画の見直しを行いますとともに、家庭学習のための課題等を配付し、分散登校日を設けるなどして学習状況の把握や学習方法の指導、健康状態等の把握などを行い、5月18日以降は登校回数を増やして授業事業を行うなど学校再開に向けた準備を進めてまいりました。6月1日からは小中学校ともに感染防止対策を徹底しながら学校を再開したところであり、今後も子供たちが感染症について正しく理解し、感染のリスクを避けることができるよう指導しますとともに、長期休業期間の見直しなどを行い、年度内に学習指導要領に示された内容を終えることができますよう取り組んでまいります。なお、例年実施しております全国学力・学習状況調査につきましては、今年度中止となっております。

次に、第4地区教科書採択についてでございます。小中学校の教科書は原則として4年ごとに採択替えを行うこととなっており、本町の教科書は後志管内の町村で構成されます第4地区教科書採択教育委員会協議会で採択されます。今年度は令和3年度から使用します新学習指導要領に対応した中学校用教科書の採択を行うこととなっており、今後担当教職員で構成されます調査委員会のご意見を基に8月上旬を目途に協議が進められる予定となっております。なお、多くの方に教科書に触れていただくために6月12日から25日まで文化会館1階ロビーで教科書展示会を行っておりますので、議員の皆様にもご高覧いただきますようお願いいたします。

次に、教育環境の整備についてでございます。国のGIGAスクール構想に沿って小中学校の校内通信ネットワークを高速大容量化するため、5月27日に校内LAN整備業務委託契約を締結いたしました。委託期間は令和3年1月までとなっておりますが、できる限り早期に整備できるよう進めてまいりたいと考えております。また、児童生徒1人1端末を整備するための情報機器購入に係る補正予算案を本定例会で提案しておりますので、上程の際にはよろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

次に、コミュニティ・スクールについてでございます。今年度保護者、地域の方々、学校長など10名を委員とします古平町学校運営協議会を新たに設置いたしました。第1回の会議を5月27日に開催し、小中学校の運営の基本方針の承認などを行ったところでございます。今後は学校を支援するための体制づくり、人材の確保などを進め、古平の子供は古平全体で育てる環境づくりを進めてまいります。

最後に、社会教育についてでございます。新型コロナウイルス感染症の国の緊急事態宣言に伴い、5月31日まで休館としていました文化会館、海洋センターは健康確認などの感染防止対策を講じまして、6月から再開したところであり、今後も新しい生活様式に基づきました感染対策を徹底し、安全に利用していただけるよう努めてまいります。青少年教育及び高齢者教育の一環であります青少年わんぱく王国、たけなわ学級についても6月下旬から開校できますよう準備を進めております。また、小学生の学習習慣の定着と基礎学力向上を目的としました放課後ふるびら塾も小学校の学習活動と連携しまして、6月下旬から実施し、基礎学力の向上につなげていきたいと考えております。今後も新型コロナウイルス感染症対策に努めながら学校教育、社会教育に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様、町民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上を申し上げ、行政報告といたします。

なお、会議などの開催状況及び事業概要につきましては資料1に取りまとめておりますので、後ほどご高覧をください。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 教育長からの行政報告が終わりました。

これで行政報告を終わります。

◎日程第4 承認第2号

○議長（堀 清君） 日程第4、承認第2号 専決処分（第2号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました承認第2号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、古平町税条例等の一部を改正する条例でございますが、3月31日までに制定しなければならなかったもので、地方自治法第179条第1項の規定をもって専決処分をし、ここに承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、説明資料にてご説明申し上げます。説明資料1ページをお開きください。町税条例一部改正の概要でございます。改正の要旨としまして、（1）、令和2年度税制改正を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月27日に成立、3月31日に公布されたことに伴いまして、町税条例及び都市計画税条例に所要の改正をするものでございます。

（2）としまして、地方税法において条例で定めることとされている徴収猶予に係る条項を整備するものでございます。主な改正内容としまして、まず個人町民税でございますが、これまで寡婦控除の対象となっていなかった未婚の独り親に対しまして婚姻歴の有無や性別にかかわらず子を有する単身者について控除額30万円を適用することとなっております。こちらは、令和3年1月1日からの適用です。これに伴いまして、現行の寡婦、寡夫、それから単身児童扶養者に加えまして、未婚の独り親にも非課税措置の対象の幅を広げるものでございます。

（2）としまして、固定資産税になります。登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされていない現に所有している者がいる場合、その者に氏名、住所等必要な事項を申告させることができることとなります。こちらは、令和2年4月1日からの適用です。これに関しまして、可能な限りの調査を尽くしてもなお所有者が一人も明らかとならない場合、現所有者がいる場合はその方を所有者とみなして、固定資産税を課することができることとする改正となっております。こちらは、令和3年度分からの固定資産税に影響があります。

本改正条例の施行日は、令和2年4月1日としております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから承認第2号 専決処分（第2号）の承認を求めることについて採決します。

お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定しました。

◎日程第5 承認第3号

○議長（堀 清君） 日程第5、承認第3号 専決処分（第3号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました承認第3号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、古平町都市計画税条例の一部を改正する条例でございますが、こちらも先ほどの税条例同様に3月31日までに制定しなければならなかったもので、専決処分をし、ここに承認を求めるものでございます。

改正内容につきましては、説明資料の39ページから新旧対照表を載せてございます。具体的な内容につきましては、法改正に伴う条項のずれ及び改元のための改正が主なものとなります。そのほか固定資産税のほうも同様となりますが、震災被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税特例措置が創設されております。本町には該当事例はございませんが、参酌基準を用いて税の軽減を規定する内容となっております。

本改正条例につきましても、施行日は令和2年4月1日としております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論はないようですので、討論を終わります。

これから承認第3号 専決処分（第3号）の承認を求めることについて採決します。

お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定しました。

◎日程第6 承認第4号

○議長（堀 清君） 日程第6、承認第4号 専決処分（第4号）の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました承認第4号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

本件は、令和2年度古平町一般会計補正予算第1号について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、これを報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分した補正予算の内容でございますが、令和2年度古平町一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによると。

歳入歳出予算の補正として、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,692万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9,192万4,000円とするものでございます。

補正後の歳入歳出予算の金額は22ページ、23ページにお示ししております第1表、歳入歳出予算補正によります。

以上が議決事項でございます。

補正予算の内容を説明いたしますので、別冊の承認第4号説明資料、令和2年度古平町一般会計補正予算（第1号）説明書を御覧ください。歳出から説明いたしますので、4ページ目、5ページ目をお開きください。本件の補正予算につきましては、先ほど町長からの行政報告にもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症に関する緊急経済対策でございます。この中で大きく分けて3つの事業が補正予算で組まれてございます。定額給付金の給付事業、子育て世帯臨時特別給付事業、そして大変厳しい状況となっておりました町内の経済対策ということで、事業を追加を、この3本を追加をしております。

それでは、補正の内容を説明させていただきます。歳出予算です。2款総務費、1項総務管理費、既定の予算15億1,629万1,000円に3億3,511万9,000円を追加し、18億5,141万円とするものでございます。

その下に12目特別定額給付金事業費、今回につきましては事業区分ごとに目を設定させていただいております。3億552万1,000円追加するものでございます。これが定額給付金に係る事務費及び給付費の経費でございます。内容といたしましては、消耗品の購入、郵便料、口座振替手数料、システムの改修手数料、給付事務の委託、コピーの使用料、定額給付金、現ナマで支給する金額が2億9,470万円となっております。

次に、13目、321万8,000円追加しております。これにつきましては、子育て世帯臨時特別給付金に係る事業費でございます。これも同じく消耗品費、郵便料、口座振替手数料、システム改修費で給付金として給付する金額でございます。

次のページめくっていただきまして、14目地方創生臨時交付金事業費というふう書いてあり

ます。この目の中でコロナウイルスに係る経済対策というものについてはやっつけようというふう
に考えております。2,638万円追加をしております。私たちの整理の中でいけば、これが第1弾の経
済対策というふうに整理をしていることをごさいます。経費といたしましては、消耗品費53万、印
刷製本費8万4,000円、郵便料、換金手数料と灯油の購入助成金の金額、プレミアム商品券の発行事
業として古平町商工会へ補助を出す1,260万円、小規模事業者の経営給付金ということで950万円を
計上いたしております。この事業の柱といたしますが、商工会のプレミアム発行事業につきまして
は3割のプレミアム及び事務費を町のほうで補助するものでございます。小規模事業者の経営支援
給付金につきましては、国の持続化給付金を受けた事業者に対して町独自で国の給付金の金額に10
%上乗せをして補助をするものでございます。灯油の購入助成事業につきましては、これを当初か
ら打ち出さなければ、プレミアム商品券を灯油の時期までためておいて、流通しないことがあるの
かなというふうに思ひまして、プレミアム商品券をやるのであれば一緒に灯油等の購入助成金をう
たったほうが町内の消費喚起、図られるのではないかとということで頭出しをしております。これにつ
きましては、11月の灯油の単価を見て、改めて制度設計、上限1万円ですていきたいなというふう
に考えております。

次に、13款職員給与費、1項職員給与費、既定の予算5億7,999万8,000円に180万5,000円を追加
し、5億8,180万3,000円とするものでございます。これにつきましては、特別定額給付金の事務に
係る職員の手当でございます。

次に、歳入の説明をいたします。ページ戻りまして、2ページ目、3ページ目をお開きください。
13款2項国庫補助金、既定の予算3億8,926万3,000円に3億1,031万8,000円を追加し、6億9,958
万1,000円とするものでございます。これにつきましては、特別定額給付金の補助金、子育て世帯臨
時特別交付金の補助金を計上しております。

17款繰入金、2項基金繰入金、既定の予算2億7,500万に2,600万を追加し、3億100万円とするも
のでございます。これにつきましては、財源調整のための財政調整基金の繰入金でございます。

19款諸収入、4項雑入、既定の予算4,820万9,000円に60万6,000円を追加するものでござい
ます。これにつきましても同じく財源調整で、その他収入で財源の調整をしております。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げ
ます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。

○9番（工藤澄男君） 7ページの負担金補助及び交付金の中で小規模事業者の経営支援給付金、
そして町長の報告の中に個人事業主が23件、法人が3件とありましたけれども、これ確認なのはす
けれども、職業別といたしますか、それ分かりますでしょうか。

○総務課長（松尾貴光君） 職種別に原課では把握しております。漁業ですとか、漁業者、商店、
建設業、幅広く、この国の持続化給付金の該当になった事業者については今申請が上がってきて
いる状態でございます。

○9番（工藤澄男君） それは分かるのだけれども、例えば今のところで漁師の人が何件ですよと
か商店が何件とか、そういうのは分からないですか。

○総務課長（松尾貴光君）　そこまで詳細のもの求められると思っておりませんでしたので、正確な数字、持っておりません。

○3番（真貝政昭君）　ただいまの質問、答弁で、全体像を把握する必要があるのですが、今まで議員協議会とか開かれずに町のほうで走ってやっちゃっていることですから、こういう機会でないとか聞かれないので、全体の事業主がそれぞれの分野で対象が、数が幾らだとか、それから申請が各業種によって何件かとか、そういうのをやっぱり報告されて当然なのです。聞かれたら答えるべきです。後ほど担当課のほうで知らせていただく必要があると思いますけれども、これは議会に対する基本的なあれだと思います。議長に申し入れておきます。

それで、伺いますけれども、町長の行政報告では地方創生臨時交付金が第1交付分として4,933万4,000円とあります。これは、後に出てくる補正予算のほうで出てくるのですけれども、この専決処分されたのでは地方創生臨時交付金として2,638万円とあります。これ第一次分の前ということなのですけれどもその説明がきちんとされるべきだと思います。これがまず第1点です。

それから、負担金、交付金のところで商工会プレミアム商品券発行事業補助金が、町内に周知された内容を見ますと、国がやった2万円のプレミアム商品券のやつと同じような形態で今回されているのです。それで、国でやった例の2万円のやつは購入率が対象者の2割ということです。今回は全町民を対象にしているのですけれども、買えない人たちがたくさん発生すると、こういうふうに見えています。それで、特に国でやった場合は主に年金生活者です。今回は全域に広がりますから、年金で暮らされている65歳以上の方たちが広く対象になりますので、広く買えない方たちが発生すると。そこら辺の分析といいますか、人数をどの程度に押さえているのか知りたいと。国の場合の年齢からいって何人だったのか。その2割しか買えなかったと。今回は年金生活者で非課税の方が、大量に買えない人たちが出てくるというふうに見ています。その押さえ方です。人数です。どのように押さえていますか。

○総務課長（松尾貴光君）　まず、1点目の臨時交付金の決定前になぜこのような事業しているのかということですが、新聞報道ですとか、そういうものと国が検討している制度の内容等々見ますと、前回のリーマンショック並みの交付金が入ってくるだろうと。4,000万円程度、約5,000万円程度入ってくるというのは、行政やっていたらそのくらいの推計は経験値として十分できます。ただ、町内の経済の動向、状況を鑑みたとき、緊急的になるべく早めにこのような経済対策、第1弾として実施したほうがいいだろうという判断のもとで先に財政調整基金を取り崩して、先手を打って、国から来る交付金になる事業について実施をしたものでございます。

プレミアム商品券につきましてでございますが、国が2万円のプレミアム商品券と言われましても全く何の制度を言っているのかよく分かりませんので、答弁のしようがございませんが、今回につきましては全町民を対象にしておりますし、生活支援を目的に定額特別給付金が10万円支給されるというふうに分かっておりましたので、それにターゲットを絞ったような形でプレミアム商品券を実行させていただきました。

○3番（真貝政昭君）　最初の第1点の質問には答えていないのです。答えていただきたいと。

それから、国のやった例のやつは町民課が担当で、今回は総務課担当でしょう。連携が取れてい

ないということです。何を言っているのか分からないということ自体町民の側に立っていないと。今の答弁で連携取れていないというのははっきり分かりました。後で調べます。

それで、買えない方たちがたくさん出るというのは、先ほど申し上げたとおりです。この商品券については、2つの考え方があります。町民を平等に扱うのであれば、ほかの町村でやっているように1人幾らという商品券を直接渡してしまうと。買うのではなくて渡すと。これが最大公平なやり方です。プレミアムでこういうふうに商品券として今回の場合売り出すようになると、たくさん、先ほど申し上げたように、買えない方たち、恩恵にあずかれない方たちが発生するということです。その点、やはり町民課のほうと連携が取れていなかったというのが今回出たと思います。やっぱり行政として学習能力といいますか、町民に公平にこういうときに恩恵を与えるべきだと。特に地方創生の臨時交付金なので、町の自腹でないですから、考えるべきだったと思います。これは、専決をやる場合の議会との関係でもやはり反省点として町側に求められるべきではないでしょうか。と思うのですけれども、答弁を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） 国の2万円のプレミアム商品券というのは、先ほどの景気対策のほうでしょうか。何の商品券か、2万円、2万円と金額だけ言われましてもこちら全くもって制度のこと分かりませんので、何についてお答えしていか分かりませんでしたので、そのような答えをさせていただきます。

町民課と連携が取れていない、このようなお言葉でございますが、商工会からプレミアム商品券やっていただけないかという要望を受けております。その制度設計する際につきましては、町民課長のほうから、消費税増税対策のプレミアム商品券のこと言っているのかなと思うのですが、どういった実績だったのか、数字の提出求めまして、それも分析した結果、このような制度設計をしております。

あとそれと、直接商品券をばらまけばいいではないかというご指摘でございますが、直接ばらまいたとしたら1万円の町内商店に行く経済効果になるかと思えます。やることになれば3割のプレミアムつけるといえば、その分さらに町内に消費喚起が起きると。今回については、定額給付金も給付されておりますので、広く購入していただけるのでないのかなというふうに聞いております。と考えております。

交付決定前に議員協議会ですとか開いていないとかということでございますが、法的にいとまがございませんでしたので、今回は町内の経済動向等を見て、このような専決処分で予算を処理したのと総務省のほうから、総務大臣から、前例にとられない形で早期に事業を実施するようという通知も来ております。それにのっとなって、法律にのっとなって適正に処理をさせていただいております。

○3番（真貝政昭君） プレミアム、2万円の国のやつ分からないと言っているけれども、町長、行政報告で前にやっているのです。それで、2割しか購入されていないというのも行政報告でされているのです。だから、対象者の8割の方たちが買えない状況だというのは町長が分かっている。町民課というのは出したけれども、当時の担当は町民課だけれども、町民の実態というのは町長が把握しているのだ。買えない方がたくさん出るというのは分かり切ってやっている話なのだ。そこ

を言っているのです。らちが明かないので、答弁は求めませんが、どれくらいの方たちが買えない状況が出てくるかというのは大体こちらのほうで推測するしかありませんので、こちらのほうで作業します。

それと、結果ですけれども、後に報告されると思いますけれども、今回の場合は代替で買うことができるのです。だから、実態は分かりません。どれくらいの方たちが買えない状況があるというのは、正確な数字は出てこないのです。それを申し上げて、質問終わります。

○議長（堀 清君） 次に質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分（第4号）の承認を求めることについて採決します。

お諮りします。本案について承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時14分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第7 議案第29号

○議長（堀 清君） 日程第7、議案第29号 令和2年度古平町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました議案第29号 令和2年度古平町一般会計補正予算（第2号）について提案理由のご説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,307万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億500万1,000円とするものでございます。

歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、26ページ、27ページにお示ししております第1表、歳入歳出予算補正によります。

以上が議決事項でございます。

それでは、補正の内容を説明いたしますので、別冊の議案第29号説明資料を御覧ください。先ほ

どの資料でございます。12ページ目、13ページ目をお開きください。2款総務費、1項総務管理費、18億5,141万円に4,873万7,000円を追加し、19億14万7,000円とするものでございます。

7目の電算管理費につきましては、役場の中で今回のコロナウイルスの感染拡大を受けまして、テレワークの環境を導入するよにということで、テレワーク環境を導入するための委託料を計上しております。

14目地方創生臨時交付金事業費、既定の予算2,638万円に4,739万6,000円を追加し、7,377万6,000円とするものでございます。こちらが地方創生臨時交付金を活用いたしました町内の第2弾の経済対策という形となっております。事業の内容につきましては、1節報酬、これにつきましては小中学校の学習指導員の報酬で30万円、臨時休校に伴う補習ですとかを行うための学習支援員の報酬でございます。

10節、消耗品費、これにつきましては町立診療所の医療体制を確保するための消毒液ですとかフェースシールドですとか、そのような消耗品と防災活動の支援事業ということで防災活動に用いるマスクですとか消毒薬ですとかの購入費に係る消耗品を計上しております。次のインターネット広告料、これにつきましては消費の落ち込み対策として、特に水産加工品の落ち込み対策として国内の検索大手、グーグル及びヤフーに特産品の広告を掲載するための経費でございます。次の12節委託料、新規市場開拓支援業務委託料というふうに出ております。これにつきましては、基幹産業である漁業が今回のコロナウイルス感染症の影響を受けまして、大規模な魚価安というふうになっております。このようなことから、水産物の新たな流通を検討するため新規の市場調査等に関する経費を追加をしております。17節備品購入費、小学校の情報機器購入費、中学校の情報機器購入費、これにつきましては小中学校の児童生徒にタブレットを配付するための購入費でございます。次に、図書検索予約システムの購入費ということで、在宅で過ごす時間、過ごすことから、図書館の充実を図るということで、図書、どのような蔵書があるのかというのをインターネットから検索できるシステムの導入でございます。次に、町立診療所のエックス線装置の購入費1,210万ほど見ております。これにつきましては、町立診療所のエックス線の撮影装置、いわゆるレントゲンなのですが、古いものでございます。現在運営支援を受けている余市協会病院へ画像の伝送を可能とするため、新しいエックス線装置を購入するものでございます。次に、町立診療所病床個室化備品購入費ということで、現在の町立診療所の病床については2人部屋と4人部屋となっております。これを飛沫を防止するために家具で間仕切り、個室化するための経費でございます。次に、最後18節、補助金及び交付金ということで、中学校の修学旅行費の助成金ということで、臨時休校に伴って中学校の修学旅行、時期が変わっております。修学旅行を実施した場合に今度ピークを迎える時期に修学旅行に行ったことになった場合については、その追加経費を補助をするという事業でございます。

以上が地方創生臨時交付金を活用した第2弾の経済対策でございます。

次のページに移りまして、4款衛生費、1項保健衛生費、既定の予算1億6,324万1,000円から4,742万6,000円を減額し、1億1,581万5,000円とするものでございます。これにつきましては、墓地の中で倒木しそうな立ち木がありますので、その伐採、診療所費で、行政報告にもありましたとおり、新たな常勤医の確保のめどが立ちましたことから、その経費及び調剤業務を終了いたしましたので、

薬剤の原材料費5,288万1,000円を減額をしております。役務費の医師紹介手数料528万円というのが、これは今まで恵尚会ですとか、そういうところでもやっていたときに新しく医者を探すときには、医者への派遣会社みたいなのところがありますので、そちらに手数料として支払う金額が528万円となっております。

次に、5款農林水産業費、4項漁港費、既定の予算682万8,000円に81万円を追加し、763万8,000円とするものでございます。これにつきましては、環境省の補助事業の交付決定を受けましたので、漁港内の漂流ごみ、流れ着いたごみの処理をするための委託料を計上するものでございます。

8款消防費、1項消防費、これにつきましては消耗品費を追加しております。新型コロナウイルスの対応で看板などを設置した消耗品の経費でございます。

13款職員給与費、1項職員給与費、既定の予算5億8,180万3,000円に1,083万6,000円を追加し、5億9,263万9,000円とするものでございます。ここで会計年度任用職員の報酬と会計年度任用職員の社会保険料を計上しております。これにつきましては、医師の給与の分の追加と薬剤師の給与の分を精算いたしまして、このような形で補正予算の計上をしております。

次に、歳入の説明をいたします。10ページ目、11ページ目をお開きください。12款使用料及び手数料、1項使用料、既定の予算1億158万9,000円から4,866万1,000円を減額し、5,292万8,000円とするものでございます。これにつきましては、調剤薬局分の使用料の減額を見込んだものでございます。

次に、13款国庫支出金、2項国庫補助金、既定の予算6億9,958万1,000円に5,482万3,000円を追加し、7億5,440万4,000円とするものでございます。これにつきましては、国の経済対策による地方創生臨時交付金を4,933万4,000円、それに併せまして小中学校の情報機器整備費補助金ということで、GIGAスクールの推進に係るタブレット購入費に係る部分の補助金をここで見ております。

農林水産業費の補助金につきましては、先ほど歳出のところでご説明いたしました環境省の補助金の交付決定を受けた額でございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、既定の予算3億100万円に600万を追加し、3億700万円とするもの、19款諸収入、4項雑入、既定の予算4,881万5,000円に91万5,000円を追加し、4,973万円とするもの、この双方につきましては財源調整でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○6番（高野俊和君） 地方創生臨時交付金事業の中で、17節の備品購入費の中に小学校、中学校の情報機器購入費とありますけれども、多分どこの学校もそうですけれども、学校に行く回数が減っていますので、そういうことも含めて授業を若干回復するためにタブレットを設定をして、各子供たちに授業の中で取り入れていくのだらうと思いますけれども、私全く無知で分からないのですけれども、このタブレットというのは1人ずつにあてがうとどの生徒でも指導、あまり時間かけなくて受けても操作できるものなのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君） タブレットの操作についての関係なのですが、スマートフォン、

今子供は普通に皆さん使っておられます。タブレットにつきましても感覚的に使えるようなものがタブレットとなっております。操作には問題なく子供たちは対応できると思います。

○6番（高野俊和君）　ということは、このタブレットを使って授業をするために特別な指導者がいて、指導をしてからやるということではなくて、一般的に使っていけるということ、そういう考えでいいのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君）　タブレットにつきましては、専門の職員つけるとかではなくて、各教科の担任、それとクラスの担任が操作しながら、子供たちに教えながら使っていくという形です。

○6番（高野俊和君）　このタブレットを使った授業というのは、多分今もう全国的にやっているのだと、テレビでも時々見かけますので、やっているのだろうと思いますけれども、例えばこれで他のほうの授業とか、そういういろいろなこともこのタブレットを使って見聞きするというようなことも可能なのでしょうか。

○教育次長（本間克昭君）　他のほう授業という意味がちょっといまいはっきり分からないのですけれども、各教科ごとにその都度、例えば国語なら国語、数学なら数学、授業に合わせて全てにおいて使えます。

○9番（工藤澄男君）　15ページの12節委託料、墓地の中の木を伐採するということですが、実際に墓地の中にはどのぐらいの木があるのですか。

○町民課長（五十嵐満美君）　どのぐらいといいますか、かなりの本数墓地の中にはありますが、今回対象になっているのは、場所言って分かるかどうかあれなのですけれども、五、六本、奥のほうに立っている古い木です。かなり伸びて、危険な状態になっているので、今回については五、六本それを倒すのと枝払いをする予算となっております。

○9番（工藤澄男君）　前に個人の家の木が墓に倒れて、何回か町で直したとかというのもあるので、そういう木も一応調べてみたほうがいいのではないかと思います。

次に、ちょっと、次の11節の役務費に麻薬施用者免許申請手数料とあるのですけれども、これはどういうものなのでしょうか。

○保健福祉課長（和泉康子君）　麻薬管理者の関係ですけれども、各診療所に麻薬を管理する者が必要なのですけれども、今まで薬剤師の方に登録していただいていたのですが、このたび薬剤師が終了したことと常勤の医師が来るということで、名義を変えるための申請手数料となっております。

○9番（工藤澄男君）　次に、12節の委託料の漁港内のごみの収集なのですけれども、これはごみの収集というのはこういう専門の業者さんがいるのでしょうか。

○産業課長（細川正善君）　専門の業者はおりません。町内の業者に委託して、処理してもらう経費です。

○9番（工藤澄男君）　町内の業者というと、土木関係の人なのか、それとも漁業関係の人なのか。

○産業課長（細川正善君）　処理できる業者ということになるので、どことは言えないですけれども。

○議長（堀　清君）　3回だよね。

(何事か言う者あり)

○議長（堀 清君） すみません。

どうしても必要ですか。

暫時休憩します。

休憩 午前11時32分

再開 午前11時32分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○3番（真貝政昭君） 先ほどの答弁のなかった専決処分で、今回の予算を見て分かりました。

コロナ対策地方創生の関係ですけれども、国から来た補助金以上に町財政から出してやっているということです。一言苦言を申し上げれば、冬場町民の要望の強かった福祉灯油をやらないで、今の時期にやるという時期外れのことを町財政から出費しているということ自体がちょっと間が抜けているような感じがいたしております。

今回の補正予算について伺いますけれども、項目幾つかありますので、一回で聞きます。診療所の関係で15ページになります。会計年度任用職員報酬、それから社会保険料等が出ていて、合計で報酬が5,100万何がしと。それから、共済費で約400万超ということになります。それで、町長の行政報告からあったように、7月から1名の医師の方が常駐するということなのですが、新たな段階になるのであれば、今までの半端な診療受付というのはどのように変わるのか、それをまず示していただきたいなと思います。

それと、医師の、7月から間もなくですから、医師の配分は大体分かっているはずなのです。それと、1人だけでいくのかね。それから1人の医師がびっちり働くというのが今お医者さんの働き方改革で問われている時期なので、今までどおり協会病院からの応援を得ながらやっていくのでしょうから、そういう医師の体制だとか、そういうのもう決まっているはずなのです。それを示していただけませんか。これがまず第1点です。診療受付の配分と、それから医者の方の体制です。

それから、先ほど新たな職員の紹介がありましたけれども、診療所の職員は医師を含めて会計年度任用職員という名前になっていますけれども、結果的にどういう体制でなるのか。看護師さん、それから補助の方、それから事務の体制等、どういう状況になるのか。

それと、常駐というふうに決まりましたので、7月からではありますけれども、これが恒常化しますと年間でどのような歳入歳出の状況になっていくのか、町の負担がどのように変化するかというのが、もう経営計画は立っているはずですので、それを示していただきたい。診療所については、この3点を示していただきたいと。ここで答えられない部分については、後ほど議会に対して活字で報告を求めたいと思います。その点、議長にお諮り願いたいと思います。

次に伺います。もう一点13ページの地方創生臨時交付金事業の委託料です。新規事業開拓支援業務委託料が220万新規で追加されています。これについての説明をお願いしたいと思います。

それから、3項目めです。教育関係のことが、教育環境の整備ということで教育長から報告があ

りました。それで、学校内の通信ネットワークの高速大容量化ということなので、学校内のことだと思えます。学校と家庭をつなぐものではなくて、学校内のことだと思うのです。これが家庭とつなぐというふうになりますと、各家庭の、子供が1人であれば少ない出費で済みますけれども、2人、3人と子供がいらっしゃればパソコンも機器をそれぞれ持つ必要があるということで、親の負担が増えるわけですが、そこら辺の関係について。学校外との関係は、今回の予算の件については関係ないというのを確認したいと思えます。関連しますけれども、学校と家庭との教育での作業は事実上不可能でないかということでマスコミの間で議論されていますけれども、その点についての見通しもし現時点でありますならば、説明をお願いします。

○総務課長（松尾貴光君） まず、1点目の、あたかも灯油支援事業、今補助金を配布するようなご質問といいますか、発言がございましたが、灯油助成券の配布につきましてはプレミアム商品券をためるのを控えて、冬の時期、灯油の時期にももちろん助成券として配布をするものでございますから、今みたいな間抜けな時期に配布するだとか補助をするだとかという発言はいかがなものかとまず思っております。

創生事業の中の新規市場開拓支援事業の業務委託料220万円の中身なのでございますが、これにつきましては今想定しているのが新しい市場のところにサンプルを送ったりですとか出荷をしたりですとか、そのものが取り扱えるのかどうなのかという流通の試験というようなものに充てられないかということで計上をしております。

○保健福祉課長（和泉康子君） 診療所の関係なのですが、まず診療体制につきましては、先ほど町長の行政報告でもありましたように、常勤のドクターは7月の半ばから診療を開始するというところで、月曜日から金曜日まで毎日診療が増えるという形になります。あと、これも行政報告で述べておりましたけれども、協会病院の支援というのは今後も、回数は今後検討しますが、お年寄り特有の整形的な注射だとかというところは小さな診療所でも提供できるように確保するというところで進めておりますので、1名の常勤のドクターが月曜日から金曜日までフル回転で診療に当たるということではなくて、今後研究の時間だとか町に対する、町民に対するいろいろな事業についても業務していただくことになると思えますので、協会病院等の医師の支援は今後も続けていく予定であります。

もう一つの職員の体制ですけれども、今現在町職員の正職員としましてはナース1名と事務職員1名、あとは会計年度任用職員ということで、診療日の必要な時間に看護師さんが3名、順番つくってきていただいています。事務員についても2名、会計年度任用職員ということで、これは今限定的な週3日の半日の診療でもやることが変わらないので、常時おります。この経費については、診療を毎日やったとしても看護師以外は月額固定経費ということなので、その分は特別経費が伸びるというものではないのですが、常勤を抱えることによりまして協会病院さんからの回数を整理していく形にはなるかと思えますが、数字が独り歩きしては困るので、大きく赤字が増えるか減るかということは今話せませんが、コロナの関係で通常診察していたものが調剤だけということで、ちょっと今不安定な診療体制なのです、患者側からすると。なので、この間計算しましたけれども、1人のお客さん、患者さんが1名当たり5,000円強の診療報酬だったのですが、4月、5月、

6月を見ますと、院外診療になったこともありまして、6,000円を超えた1人当たりの単価となっておりますので、その辺ちょっともう一度精査しまして、来る時期には何らかの形でお話しできればなと思っております。

○教育次長（本間克昭君） 学校の機器整備の関係で、まず大容量化ということだったのですけれども、大容量化につきましては今回のこの補正ではなくて、3月に補正いただいた事業の内容です。それにつきましては、学校内で動画、子供たちが一斉に動画、授業等で見るときにもそれが固まらないような大容量化を図っている事業でございます。それと、家庭とのやり取りにつきましては、今ちょっと学校のほうでいろいろ調査しているのですけれども、家庭で環境ない子供も今います。その対応につきましては、今後検討しなければならないと考えております。

○3番（真貝政昭君） 総務の福祉灯油について質問した、発言した中では、専決処分の中でこの地方創生特別交付金、その歳入と歳出が合わないものですから、そういう結論を出したのです。プレミアム商品券に国の補助金が全額使われたとして、残りは町単でやるという前提で考えているものですから、町単で全額出すのであれば早い時期にやったほうが、町民が求めている時期にやったほうがよろしかったということで述べた次第なのです。

それで、診療所については後ほど具体的に議会のほうにも出てくると思うのですけれども、やはり町の財政上どういう負担になっていくかというのは、これは大問題ですので、近いうちに出していただきたいのとそちらにお伺いしましていろいろとお聞きするという作業、私のほうで行いますので、知る得る限りで、お答えできる範囲で教えていただきたいなと思えます。

それで、先ほど紹介された新規の方は町職員ということなので、今回補正されている924万6,000円という報酬は、常駐の医師の7月から3月までの報酬というふうに捉えればよろしいのですか。

それと、先ほど答弁がありましたけれども、月曜日から金曜までの診療というふうになりますけれども、何時から何時まで、午前中、午後通してやられるという意味でのことなのか。それについての確認をしたいのです。答弁を求めます。

○保健福祉課長（和泉康子君） まず、ドクターの報酬ですけれども、920万円の増ということですが、ドクターの報酬プラス、薬剤師予定しておりましたので、そのマイナス分と調剤薬局、調剤手伝っていた補助員の報酬を差し引いた分が900万ということで、医師報酬が900万ということではございません。先ほど保健師につきましては、基本保健師ということで採用しまして、診療所に今看護師、常勤の1名しかいないので、必要なときに病院のお手伝いに行くということなので、あくまでも町職の正職員ということで、この会計年度職員の単価のほうには入っておりません。

○3番（真貝政昭君） 医師との契約は、月額幾らというような契約になるのですか。どのような契約の内容になりますか。相場もありますので、確認のため伺います。

それと、保健師の採用がありましたけれども、現在保健師の資格を持った方は保健福祉課のほうで3名ですので、4名になるということになりますよね。それで、保健師の業務として必要な人数がこれで確保されたというふうになるのか。説明をお願いします。

○保健福祉課長（和泉康子君） 今の保健師の話ですけれども、今採用したもので保健師資格は4名となります。それで、町の行政として保健師4名で足りるかということなのですけれども、まず

保健師でなければならない業務と、あと包括支援センターとかであれば保健師、社会福祉士、または主任ケアマネとか保健師またはというところがありますので、取りあえずそういう組合せをしていくと、まず現状4人が専従ということであれば何とか対応できる人数となっております。

医師の報酬につきましては、年収の話でさせておまして、支払い方法については額は出していますけれども、今まだ採用前ですので、ちょっと金額というのはまたお知らせできる時期になれば……

(何事か言う者あり)

○保健福祉課長(和泉康子君) なので、取りあえず年収でお話ししたところで月額で払うというところになっていきますので、お知らせできる時期が来るのであれば、そのときにお知らせしたいと思います。

○議長(堀 清君) ほかにご質問ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第29号 令和2年度古平町一般会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午後 0時55分

○議長(堀 清君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第30号

○議長(堀 清君) 日程第8、議案第30号 古平町税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案についての提案理由を求めます。

○町民課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました議案第30号 古平町税条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法等の一部を改正する法律が4月30日に公布されたことに伴いまして、本町の税条例に改正の必要が生じたものでございます。

改正内容につきましては、説明資料のほうで説明させていただきます。説明資料43ページをお開きください。町税条例一部改正の概要としまして、まず改正の要旨としましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、税制上の措置を講ずるものでございます。

主な改正内容としまして、1点目、徴収の猶予制度の特例でございます。令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税が困難な事業者等に対し1年間徴収を猶予するものでございます。これにつきましては、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期が到来するもので、遡及の適用がございます。相当の減少というのは、おおむね20%以上の減とされています。

2点目、固定資産税です。売上げが減少するなどの厳しい経営環境に置かれている中小事業者等に対し、令和3年度の1年分に限り償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を軽減するものです。その関連としまして、固定資産税の関連としまして、生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等に対し、適用対象の拡充及び適用期限の延長を行うものです。こちらに関しましては、2年前に創設された制度でございまして、令和2年度までとされていたものが令和4年度までに取得したものに延長されます。

3番目としまして、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長です。令和2年9月30日までに軽自動車を取得した場合に環境性能割の税率を1%軽減する措置がございます。これを六月、6か月間延長し、令和3年3月31日までに取得した者を対象とします。

4番目、その他としまして、住宅ローン控除、それから不動産取得税、あとは寄附金控除の関係で適用要件の弾力化が盛り込まれております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 説明資料のほうの43ページに、（2）の固定資産税の項目ですけれども、延長された令和3年度の1年分に限るということで改正がされるのですけれども、償却資産及び事業用家屋に関わる固定資産税及び都市計画税の課税標準を軽減すると。これも前段の徴収の猶予のマイナス20%以上というのに関連するのではないかと思いますけれども、償却資産となると古平町においては漁船が対象になると思われるのですが、漁業の関係と、それからそれ以外の関係で対象となるような業界というのはどのように把握されているのか。それと、実績としてどのような内容が見込まれているのか説明をお願いします。

○町民課長（五十嵐満美君） 償却資産につきましては、課税されている償却資産全てが対象になります。具体的な内容としましては、令和2年2月から10月までの任意の3か月間の売上げが前年の同期間と比べて30%以上減少しているものに対して令和3年度分の固定資産税に関する、償却資産ですとか、それから事業用家屋についての税が軽減される仕組みとなっております。

（何事か言う者あり）

○町民課長（五十嵐満美君） 償却資産として課税されているもの、業務、区分けなく、償却資産

として課税されているものであれば対象になります。

○3番（真貝政昭君） 具体的に漁船とかのは対象になるのでしょうか。その実績等とかでは分かるものがあるのですか。

○町民課長（五十嵐満美君） 漁船も償却資産として課税されていれば対象になりますが、具体的な内容についてはまだ精査しておりません。

○議長（堀 清君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第30号 古平町税条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第31号

○議長（堀 清君） 日程第9、議案第31号 古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第31号 古平町都市計画税条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、先ほどの町税条例同様に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴いまして、本町の都市計画税条例に改正の必要が生じたものでございます。

議案については34ページになります。今回の改正は、附則部分の改正となっております。先ほど税条例のほうでも説明いたしましたが、新型コロナウイルス感染症の影響で厳しい経営環境に置かれている中小事業者等に課する都市計画税について軽減する特例を追加する改正となっております。

第1条につきましては附則に追加された軽減の根拠となる条項が改正されたことによる改正、第2条におきまして当該追加した条項について令和3年1月にも法改正が施行され、条ずれが起こることからの改正規定となっております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第31号 古平町都市計画税条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第32号

○議長（堀 清君） 日程第10、議案第32号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第32号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本件につきましては、地方税法施行令の改正による課税限度額の引上げ及び減額措置に係る軽減判定所得の算定方法変更に伴う改正が1点目でございます。2点目としまして、新型コロナウイルス感染症の影響による国税の減免についての改正でございます。1点目につきましては、ほぼ毎年改正されているものでございますが、今年度につきましても3月に地方税法施行例が改正され、課税限度額が引上げ、軽減判定所得は見直しということになっております。本件に関しましては、去る6月9日、国民健康保険税審議会を開催しまして、限度額の引上げ及び軽減基準額の拡充について諮問どおりの答申をいただいております。

説明に入りますが、説明資料の49ページを御覧ください。改正内容といたしましては、まず①の賦課限度額の引上げについてでございます。点線枠で表示してあります医療分について限度額を61万円から63万円へ2万円引き上げるもの、その下、1段飛ばしまして、介護納付分です。介護納付分については16万円から17万円へ1万円引き上げるものでございます。これにより、下のほうに記載されていますとおり、40歳未満、または65歳以上の被保険者については80万円から82万円に、40歳以上65歳未満の介護納付分が賦課される年齢の被保険者につきましては96万円から99万円となります。

次に、軽減措置でございますが、軽減判定所得の基準額を見直し、5割軽減、2割軽減世帯の対象を拡充し、中低所得者層の保険税負担を軽減する改正となっております。下段のほうに記載しておりますとおり、5割軽減において基準額算定に28万円掛ける被保険者の28万円を28万5,000円に改め、2割軽減では51万円掛ける被保険者数の51万円を52万円に改正するもので、いずれも軽減判定所得の基準額を引き上げることによりまして5割、2割軽減世帯対象を拡充する内容となっております。

なお、これらの改正につきましては、今年度以降分の国民健康保険税から適用することとしております。今回の影響額につきましては、次のページに調定額ベースで計算した影響額の参考値を載せてございます。確定賦課の際には数値の変更が若干ございますが、後ほどご参照願いたいと思います。

続きまして、2点目の新型コロナウイルス感染症の影響による減免についてでございます。資料としましては、議案説明資料51ページからの新旧対照表になります。52ページ、53ページ、最後の部分です。52ページから53ページにわたっている下線の引かれている部分になります。これまでも条例におきまして減免に関する規定はございましたが、申請期限が定められておりまして、納期限前に必要書類を提出することとされておりました。今般国の緊急経済対策の一環として一定程度収入が下がった方々に対して国保税等の免除を行うとされ、新型コロナに特化した規定整備を求められたものでございます。内容としましては、新型コロナに罹患した方及び感染症の流行により前年の30%以上の収入減となった場合に減免を行うもので、今年2月の納期限とされているものから遡って減免の対象とすることを規定しております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。
これから議案第32号 古平町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を採決します。
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第33号

○議長（堀 清君） 日程第11、議案第33号 古平町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第33号 古平町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本条例につきましては、固定資産評価審査委員会における審査の手続、記録の保存など委員会での審査に関する内容を規定している条例でございます。このたび条例で引用している行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律について題名を含めた一部改正があったことによりまし

て、本条例の改正が必要となりました。改正については新旧対照表説明資料に添付しておりますが、法律名と一部改正によつての条ずれを改めるものでして、内容については特に変わるところはございません。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第33号 古平町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よつて、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第34号

○議長（堀 清君） 日程第12、議案第34号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○町民課長（五十嵐満美君） ただいま上程されました議案第34号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、本町に設置される教育保育施設及び小規模などの地域型保育事業についての運営基準を定める条例でございます。国の基準を基に規定しているもので、この基準が改正される施行令が公布されたことによりまして、本町の条例の改正の必要が生じたものでございます。

改正内容につきましては、3歳未満児を優先的に受け入れている施設において、満3歳で卒園した後、その後の受入先を確保し、連携するよう義務づけられていたものが不要とされたもので、本町においては対象施設はありません。全国的に待機児童の多いことが問題となつてから数年たちますが、その解消のため国は様々な対応策を図つており、各施設の運用の幅を広げる措置が取られております。本改正についても一つの基準の緩和となつたところでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀 清君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第34号 古平町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第35号

○議長(堀 清君) 日程第13、議案第35号 古平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○町民課長(五十嵐満美君) ただいま上程されました議案第35号 古平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして提案理由をご説明申し上げます。

本条例は、本町に設置される家庭的保育事業、これは自宅や訪問型で子供を預かるなどごく小規模で行う保育事業のことです。この事業における運営基準を定める条例でございます。本町には現在この条例が適用となる事業者はおりませんが、国の基準を基に規定しているもので、この基準が改正される施行令が公布されたことによりまして、改正の必要が生じたものでございます。

改正内容につきましては、1点目としまして当該事業の代替保育及び施設卒園後の連携施設についての規定が緩和されたもの、これが第6条、第45条及び附則第3条の改正になります。

2点目としましては、訪問型事業者が保育を行うことができるケースが拡大されたこと、こちらが第37条の改正になります。

3点目としまして、当該事業における食事の提供について原則自園調理とされているところ、これを猶予する経過措置が取られたことになります。これが第16条及び附則第2条の改正でございます。こちら先ほどの特定教育保育施設等の条例同様に国の基準が緩和されていることに関する基準の改正になっております。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第35号 古平町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第36号

○議長(堀 清君) 日程第14、議案第36号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長(松尾貴光君) ただいま上程されました議案第36号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更について提案理由の説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別法に基づき事業を行う場合は、過疎地域自立促進市町村計画を策定することとなっており、計画全体に及ぼす影響が大きい事業の追加や中止など計画変更を行う場合については、過疎地域自立促進特別法第6条第7項の規定により議会の議決を経ることとされております。

今回の計画の変更点については、アンダーラインが引いてあります。ページをめくりまして46ページ目、道路整備機械などの整備事業として除雪車両保管庫整備事業を追加するもの、47ページ目、公共下水道整備事業として下水道広域化推進事業の追加、これは北後志衛生施設組合が現在実施しておりますし尿の処理について余市町の下水道処分場でのM I C S事業、要は余市の下水道処理場で今度投入して処理をするという事業を追加するものがございます。ページをめくっていただきまして49ページ目、そして最後のページ、50ページ目になります。中心拠点誘導複合施設整備事業のエネルギー高度化事業分を追加するものの3点でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) ないようですので、討論を終わります。

これから議案第36号 古平町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第37号

○議長(堀 清君) 日程第15、議案37号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

○総務課長(松尾貴光君) ただいま上程されました議案第37号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

次のとおり工事の請負契約を締結するものでございます。

工事の種類、中心拠点誘導複合施設エネルギー利用高度化工事(第1工区)。契約金額、1億2,067万円。契約の相手方、大成建設株式会社札幌支店執行役員支店長、平島信一。工事請負代金の支払い方法、契約の定めるところによる。契約締結時期、令和2年度でございます。

工事の内容につきましては、経済産業省が所管するエネルギー構造高度化事業補助金の対象となる地中熱を利用した空調システムの工事でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長(堀 清君) 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ございませんか。

○3番(真貝政昭君) 4月3日に1回目の工事請負契約をやっていますけれども、それを足した合計額は幾らなのか。

それと、当初予算で上程していたこれから2年間における、今年予算が認められていましたね。あれ当初予算で出ていた数字とちょっと違うのかなという疑問がありますので、確認のために説明をお願いします。

それと、1回目の工事契約した後に、土木工事が主だったのですけれども、町内の話題となっているのは、町内業者がどこもこの工事に参加していないということが非常に話題になっています。それで、この複合庁舎についてはもともと経緯からしてスーパーゼネコンが一手で請負契約をやるということなのですけれども、総務課長の議会での説明では下請まで排除しないという説明がありましたけれども、その担保はあるのか。1回目の工事契約においてもそれが無いのではないかと。この2回目の今回の契約についても、地中熱の関係なのですけれども、町内業者が何らかの形で下請で関わる可能性が全く無いのではないかと、担保はないのではないかとという疑問があります。2点について伺います。

○総務課長(松尾貴光君) 予算の関係のまず質問についてお答えいたします。

前回の契約をした金額が16億8,366万円、今回契約しようとして上げている分が1億2,067万円、足しますと18億433万円になるのでしょうか、と思われます。予算の兼ね合いというのはよく質問の意図が分かりませんが、前回契約した16億8,366万円というのが当初から債務負担行為起こしてやっている工事の分、このエネルギー利用高度化の分につきましては単年度工事としてやるものの金額

でございます。

あと、地元の業者、排除するものではないという、地元の発注の件でございますが、それについてはプロポーザルで下請については地元の業者を積極的に活用するというふうに提案もありましたので、何も担保がないということには当てはまらないのではないかなと理解しております。

○3番（真貝政昭君） そしたら、伺いますけれども、通常の今までの経験からしますと、元請業者に対してはせいぜい町側としては要望だけなのです。今回のプロポーザルについても岩内と、それから小樽という言葉は出てくるけれども、古平という言葉はまず出てこないのです。それで、町内業者が下請、または孫請で関わるとすればせいぜい土木工事、運搬だとか掘削くらいだと思うのです。それが町民が見ている限りでは、また町内のお話では、全くそういう動きがないので、話題になっているという次第です。幾ら岩内、小樽という言葉を書かれても町内業者がそういうような状況では、申入れはするけれども、実際に入れるかどうかというのは元請次第で、一般的にスーパーゼネコンの場合はチームでやるので、下請で入れる可能性はほとんどゼロに近いというのが常識なので、プロポーザルの条件に書かれているからといって担保があるというふうには信じ難いのです。唯一、事後検証になりますけれども、2つの契約について町内業者がどれだけ入り込んだかというのは元請業者から報告させると。そういうことがこの担保という言葉について、今総務課長から説明がありましたけれども、事後検証するしかないのです、それは求めることができるのですか。

○総務課長（松尾貴光君） 工事約款上、そのようなものは存在いたしません。

○3番（真貝政昭君） だから、これ担保といっても調べられないので、分からないのです。実際に現場に入り込んでいる人、それから車両等でこれ判断するしかない。これは、町民のやはり目によって検証するしかないと思います。基本的にこんな形ですので、二十数億、30億近い税金をつぎ込んでも町内の経済波及効果というのは全くゼロに等しいくらいないというふうに判断せざるを得ない。そこら辺は、地元の経済活性化という観点からすれば非常にお粗末な対応なのです。契約のそういう項目にないと言い切るということは私はできないと思う。するべきだと思う、事後検証で。それを求めるのですけれども、できませんか。

○総務課長（松尾貴光君） 経済効果、経済波及効果というご質問でございますが、建設業に限ったものだけが果たして経済効果なのでしょうか。一般小売、商店、飲食店、かなり経済効果として古平町内に今現在売上げが上がっているのではないかとというふうに理解をしております。そういったものも含めて今回の工事の全ての経済効果を町で把握できるかと言われましたら、全くもって把握するのは困難だとお答えいたします。

○議長（堀 清君） ほかにご質問ございませんか。

（何事か言う者あり）

○議長（堀 清君） 取りあえずは3回で決めていますので、どうしてもというのであれば。

○3番（真貝政昭君） 今の答弁を聞きますと、建設関係は下請も含めて町内業者が関わっていないようだ。あと残るは什器部分です。机だとか、そういう部分です。そういう捉え方でよろしいかと思えます。

それと、地元で工事が進められれば、飲食店だとか、そういうのはあるけれども、課題はやっば

り税金をつぎ込んでいて、それを町内の経済に還流すると。町民に還流するというのが地域経済の活性化であって、そういう詭弁的な説明は成り立たないと思う。当たり前話ですから。微々たるものです、そういうのは。問題は、これだけの30億近い税金を投入していくに当たってどれだけ町内業界が関わっていただけるかということが問われているのですから、やはりそういう説明はちょっと不親切だと思います。違いますか。

○町長（貞村英之君） 真貝議員、特別発言なのですか、これ。

○議長（堀 清君） ええ。

○町長（貞村英之君） 3回終わって特別発言ということになると思うのですが、経済波及効果の話は質問上でして、これプロポーザル、入札終わって、もう業者決まっているのですから、そこで下請入れるようにというプロポーザルの提案ございまして、今始まって2か月、3か月で、これだけ高度な技術を要する建築物でございますから、古平町内の業者がまず一義的だと。そして、技術的、機械とかなければ小樽、岩内までということでございますから、それを地元と捉えているわけでございますので、一義的には古平の業者だということでプロポーザルで説明は受けていることになっております。それが今のところ下請あるかないかちょっと私もまだ分かりませんが、あまり古平の業者には行き渡っていないようであると。ただ、あと2年間あるのですから、備品なりなんなりで町内の業者を通して買うことも可能でございますし、そういうことを考えれば、今この段階で経済波及効果の議論をしても無意味ではないのかなと思われます。ただ、飲食店や、そんな微々たるものだと真貝議員おっしゃいましたが、そんな言い方はないのではないのでしょうか。ちょっと常識的に疑われますので、そこは私は飲食店なり商店なりが潤ってもらえればいいのではないかなと思っているわけでございますので、全体を見て判断すべきではないのかなと思われるところでございます。

以上でございます。

○1番（木村輔宏君） ただ、私も休んでいましたので、中身ちょっと分からないのですが、この金額、この支払い方法、それからもう一つは借入れとすれば、我々の場合ですと商店やっていますから、利息が幾らということあるわけですね。こういうものを含めたものというのは出たのでしょうか。私ちょっと分からないので、聞きたいのですけれども。

○町長（貞村英之君） 全体の財源のスキームの話ですか。広報のほうに町の、まずこのエネルギーの高度化事業、採択されていまして、入っていませんが、町の広報のほうに財源のスキームのほうは載せてありますので、後ほど御覧になれば分かるかなと。大体の今年分のもので書いておりますので、分かるのかなと思っておりますので、後から御覧になっていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀 清君） ほかにございせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、これから討論を行います。討論ございませんか。

○3番（真貝政昭君） 今回の契約に関しては、主に地中熱に関わっていく工事内容が主だというような説明でありました。地中熱に関しても、この地中熱でオーケーという議会で求められた経緯

はないのです。それも我々が後で実際にやっている庁舎等の自治体を訪問して、初めてこういうものかというのが分かるような仕掛けで、それぞれ何名かの議員が反省点として挙げている次第です。基本的に昨年の3月に町民の意見抜きにして進められた今回の複合庁舎、基本設計の途中でありましたけれども、やめるなら今しかないということで、設計作業そのものをやめるよう主張したのが私であります。この建物は町民にとって将来悔いを残すような、そういう設計であることを強く申し上げて、当時私の見解として述べました。その後一連の工事契約出ていますけれども、それが反対する理由になっております。

以上で反対の理由を述べます。

○議長（堀 清君） 次に、原案に賛成の討論を許します。賛成討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、討論を終わります。

これから議案第37号 工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（堀 清君） 起立多数です。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第16 報告第1号

○議長（堀 清君） 日程第16、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について報告を求めます。

○総務課長（松尾貴光君） ただいま上程されました報告第1号、繰越明許計算書について報告いたします。

本件は、令和元年度の一般会計に設定いたしました繰越明許費5件について、翌年度、令和2年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

次のページ、54ページ目をお開きください。繰り越した事業の一覧表になっております。3款民生費、2項児童福祉費、保育対策総合支援事業、4款衛生費、1項保健衛生費、母子保健情報連携システム改修事業、5款農林水産業費、3項水産業費、東しゃこたん漁協冷凍冷蔵施設整備費補助事業、9款教育費、2項小学校費、情報通信ネットワーク環境施設整備事業、9款3項中学校費、情報通信ネットワーク環境施設整備事業、この5事業を繰り越しております。繰り越した金額及び財源内訳については、記載のとおりでございます。

以上で繰越明許費の報告を終わります。

○議長（堀 清君） 報告が終わりました。

ここで質疑があれば許可します。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） ないようですので、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についての報告を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時46分

(10番 堀 清君退席)

再開 午後 1時53分

○副議長（岩間修身君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第17 同意第1号ないし日程第21 同意第5号

○副議長（岩間修身君） 同意第1号から第5号 古平町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

日程第17、同意第1号 古平町農業委員会委員の任命についてから日程第21、同意第5号 古平町農業委員会委員の任命についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○副町長（佐藤昌紀君） ただいま一括上程されました同意第1号から同意第5号 古平町農業委員会委員の任命について提案理由の説明をいたします。

本件は、現委員の任期が令和2年7月19日をもって満了となることから、次期委員について令和2年4月10日から5月7日までの28日間推薦または応募を募り、5名の応募があり、いずれも現在の委員が再応募されたものであります。

それでは、任命すべき委員の住所、氏名、生年月日を読み上げ、提案理由とさせていただきます。

まず、同意第1号、住所、古平郡古平町大字浜町字カモイキ1099番地、氏名、池田範彦、生年月日、昭和13年5月1日。

同意第2号、住所、古平郡古平町大字浜町590番地、氏名、瀧野友和、生年月日、昭和46年7月14日。

同意第3号、住所、古平郡古平町大字浜町679番地11、氏名、金澤順悦、生年月日、昭和24年10月21日。

同意第4号、住所、古平郡古平町大字浜町286番地、氏名、柴田逸昭、生年月日、昭和28年10月9日。

同意第5号、住所、古平郡古平町大字浜町516番地、氏名、堀清、生年月日、昭和31年12月3日。

以上、提案の理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

○副議長（岩間修身君） ただいま説明が終わりました。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

○3番（真貝政昭君） 追加で固定資産評価審査委員会委員の選任で議案が配付されたのです。今

回の農業委員会の委員の任命について5名の方のお名前等が提案されているのですが、固定資産評価審査委員会の議案ですと参考として前任期間を記載しているのです。こういうのは、今回の提案の中に記載することはできないでしょうか。

○副議長（岩間修身君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時56分
再開 午後 1時58分

○副議長（岩間修身君） 会議を再開いたします。
質疑ございますか。

（何事か言う者あり）

○副議長（岩間修身君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時58分
再開 午後 2時01分

○副議長（岩間修身君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。
質疑。

○3番（真貝政昭君） そしたら、もう一回質問しますが、5名の方の、同じ、現在やられている方が新しくまた提案されるので、前任期間がいつからいつまでだったのかというのを質問します。

○産業課長（細川正善君） 真貝議員の質問にお答えします。

今回提案している5名の方の前任の任期ということですので、平成29年7月20日から令和2年7月19日までが任期です。

○副議長（岩間修身君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩間修身君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略することと決定いたしました。

これから同意第1号 古平町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩間修身君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号 古平町農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。

これから同意第2号 古平町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

お諮りいたします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩間修身君） 異議なしと認めます。

よって、同意第2号 古平町農業委員会委員の任命については同意することに決定いたしました。
これから同意第3号 古平町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りいたします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩間修身君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 古平町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。
これから同意第4号 古平町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りいたします。本件は、これに同意することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩間修身君） 異議なしと認めます。

よって、同意第4号 古平町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。
これから同意第5号 古平町農業委員会委員の任命についてを採決いたします。
お諮りいたします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（岩間修身君） 異議なしと認めます。

よって、同意第5号 古平町農業委員会委員の任命については同意することに決定しました。
暫時休憩します。

休憩 午後 2時05分

（10番 堀 清君着席）

再開 午後 2時06分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

取りあえず暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時06分

再開 午後 2時15分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程追加の議決

○議長（堀 清君） 本日町側から同意第6号議案が提出されております。

お諮りします。これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、同意第6号を日程に追加することに決しました。

◎追加日程第1 同意第6号

○議長（堀 清君） 追加日程第1、同意第6号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

○副町長（佐藤昌紀君） ただいま上程されました同意第6号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由を説明いたします。

本件は、現在固定資産評価審査委員会委員をされております堀江昭夫氏の任期満了に伴い、その後任に同氏を再び選任したく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

それでは、選任すべき委員の住所、氏名、生年月日を読み上げます。

住所、古平郡古平町大字浜町1518番地、氏名、堀江昭夫、生年月日、昭和24年3月22日生まれ。

なお、今回の選任により4期目となります。

以上、説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（堀 清君） 説明が終わりました。

質疑、討論を省略することとして差し支えございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、質疑、討論は省略いたします。

これから同意第6号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、同意第6号 古平町固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

◎日程第22 陳情第5号

○議長（堀 清君） 日程第22、陳情第5号 「国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めること」を求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第5号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続調査にしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第5号 「国による全国学力調査を全員参加の悉皆から抽出に改めること」を求め

る陳情は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第23 陳情第6号

○議長（堀 清君） 日程23、陳情第6号 「公立学校教員に1年単位の變形労働時間制を適用しないこと」を求める陳情を議題とします。

お諮りします。陳情第6号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思
います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第6号 「公立学校教員に1年単位の變形労働時間制を適用しないこと」を求める
陳情は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第24 陳情第7号

○議長（堀 清君） 日程第24、陳情第7号 「コロナ禍のもと米海兵隊移転訓練中止決定を求
める意見書」（案）の採択を求める陳情書を議題とします。

お諮りします。陳情第7号は、総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査としたいと思
います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、陳情第7号 「コロナ禍のもと米海兵隊移転訓練中止決定を求める意見書」（案）の採
択を求める陳情書は総務文教常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第25 意見案第1号

○議長（堀 清君） 日程第25、意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充
実・強化を求める意見書を議題とします。

本案は、会議規則第38条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思いますが、ご異議
ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

よって、意見案第1号は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 討論がないようですので、討論を終わります。

意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(堀 清君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第26 一般質問

○議長(堀 清君) 日程第26、一般質問を行います。

一般質問は、高野議員、梅野議員、寶福議員、逢見議員、工藤議員、真貝議員の6名です。

順番に発言を許します。

最初に、高野議員、どうぞ。

○6番(高野俊和君) コロナウイルスに関する町単独対策事業についてお尋ねをいたします。

古平町では、コロナウイルスに関する緊急対策事業として町単独でプレミアム商品券の発行、プレミアム率30%、事業所に対して国の継続化給付金の上乗せ事業、さらには11月には灯油購入の助成事業を予定しており、多くの町民に喜ばれているところであります。しかしながら、この感染症、いまだに終息の見通しが立たず、そういう状況であります。長引くことが予想をされます。職種によってはかなりの打撃を受ける事業所もあるのではないかと考えます。今後古平町単独で減税なども含めて考えている事業やサービスがあればお聞かせ願いたいと思いますけれども、付け加えますと、私これを、一般質問提出したのが6月8日であります。本日、今回の町長の行政報告の中で国の地方創生臨時交付金の中で第2弾、3弾もありますよと。また、減税の措置なども示されておりますので、少し聞くことがダブってしまうと思いますけれども、特に町民に関係があると思われるものをお話いただければと思います。お願いします。

○町長(貞村英之君) 高野議員の一般質問にお答えいたします。

確かに行政報告の中で答えてしまっているのかなと思うのですが、まず国に絡んでの税の減免とかありますけれども、町単独の減税というのは地方税法というのがありますので、実施は困難でございます。単独事業だけを申しますと、これから考えているサービスといっても補助金の内示まだ来ていないものですから、それも答えることもできませんので、先ほどからうちの単独事業の3つ、3本柱として掲げたもの、何かはっきり理解されていないこともあると思いますので、もう一回ちょっと言わせてもらいますが、まずプレミアムつき商品券ですが、これ先ほど誰か言っていたのですが、プレミアムつきではなくて、生金でばらまけという意見も確かにございます。それも考えたことではございますが、確かにほかの町村でやっているところもございまして、この対策、あくまで町内の景気対策として考えておりますので、1万円の生金配るよりもプレミアムつけて1人に6万5,000円配ったほうが、そしてまして国からの10万円も振り込まれておりますので、十分対応できるのではないかとということで、こういう施策を取らせていただいたところでございます。1万円生で配ったとしても1万円しか使わないと。6万5,000円になると、町内で6万5,000円を使っていた

けるのではないかなというのが発想でございます。経済効果はこっちのほうが大きいと思うので、こういう形にして、30%のプレミアムをつけて、皆さんに使っていただくというのが1点でございます。

それから、事業者に対しての国の持続化給付金の上乗せ事業、ぴんとこないかもしれませんが、持続化給付金の国でやっているやつは他の町村、自粛要請に対して10万とかって配っていますよね、道に追随して。ただ、自粛要請でうちの事業者、どれだけいるかといったらあまりいない。うちの町の構造としてはあまりいないのです。それで、困っている人に本当に当たる対策、どんなのがいいのかなということでこのような仕組み、国の持続化給付金であれば、自粛要請で休んでいる店があれば、前年度比、半分以上になってしまうのです。そういうことで、道に呼応しなくてもこの仕組みを使えば大体困っている人全部に行き渡るだろうという考え方でこの事業を組み立てたところでございます。

それから、11月に灯油購入助成事業、これはこれこそ低所得者対策として、漏れる人もいるということで低所得者対策ということで、11月1日の単価に100リットルぐらいの、100リットルほどの価格を掛けて、1万上限で配りましょうと。というのは、先ほど秋にやればいいではないかという意見もありましたが、プレミアム商品券とかの使い方見ていると、結構後半に取っておく、灯油購入に充てているというものがございますので、そうではなくて、プレミアム商品券は商店の方に使っていただこうと。一部使うのは構いませんが、灯油購入に。構いませんが、そういうことで灯油は灯油で低所得者に対しては灯油の券を配ろうという対策で、一応これで全てが大体網羅されていくのではないかなということで、こういうような事業を仕立てたところでございます。

今後、今日議決をいただきました地方創生臨時交付金事業として医療のほうの事業もございまして、第3弾としてこれから国から内示ある部分を、長期化になるという予測の下今度配れるお金でございまして、長期的にどのような対策があるのかということも分析して検討していかなければならないと考えておりますので、まとまればまたこの場でお示しいただければなと思っております。

以上でございます。

○6番（高野俊和君） 先ほど申し上げましたけれども、町長の行政報告の中にもほとんど出ておりましたので、大体理解はしていたのですけれども、この後の他の議員からも出てくると思いますが、今回小中学校でタブレットの授業もあれするというのでありますので、そういう教育現場にも、教育委員会の分野になると思えますけれども、多少なりとも体制づくりのほうに、幾らかでも基金をできるのであればそちらのほうにも有効に使うこともあっていいのかなというふうに思っております。答弁要りません。

○議長（堀 清君） 次に、梅野議員。

○5番（梅野史朗君） まず、コロナ関係も含めての検診についてお伺いいたします。

春の住民健診がコロナウイルスの影響で中止となりました。それにより、町民の受診機会が減少しています。特に年1度の乳がん検診については、このコロナウイルスがないときでさえ期日になかなか受診できないという方も多いと思われます。これについては、自宅で調べることができる簡

易検査キットというのがございます。これがあれば、自分の都合のいいときにいつでも検査可能となり、早期発見が見込まれると考えます。これにつきまして、それなりの価格のものでございますので、希望者に3分の1から2分の1程度の助成を出していただければどうかというふうに考えます。また、それだけでなく早期発見が見込まれるということであれば、私の意見としては別に構わないので、それよりもこちらのほうがいいよという意見があるのであれば、それも伺いたいというふうに思います。

○町長（貞村英之君） 梅野議員の一般質問にお答えいたします。

女性特有の乳がん検診の件でございますが、今言われていたキットですか、確かにございます。こういう早期発見の検診というのはちょっといろいろ行政でもすぐ見つけられればいいのですが、やります。ただ、検診には来ないとか、いろいろ困っている悩みの種の一つの課題でもございます。検診、大きく分けると対策型と任意型とありまして、対策型というのは例えば乳がんであると40歳以上の方に公費で受けてもらうというものもございますが、今うちでやっている任意型、職域の検診もございまして、集団検診もございまして、今個人でキットを買うというのも個人でやるという、任意型に入るのですが、職域でも任意でラインマーカーだかという、あるのですが、これもがんを調べる、多くはオプションになっていますが、健診のオプションになっていますが、これでもただがんの可能性はあるのですが、どこのがんだか分からない欠点がございます。ただ、女性に多い乳がんの反応するキットもございまして、CAフィフティースリーというのですか、これもございまして、ただこれは非常に正確性に欠けると。任意型の乳がん検診というのは、やはりこういうような正確性に欠けるものは公費でやるのはなかなか難しいというのが現状でございます。それで、今どのようにしたらいいのかなと。今のように個人でやる検査キット、ただ糖尿病のようにおしっこ取って、試験紙当たれば出るというものではなくて、キットを入手して、自分で血なら血を採取して、それをポストに入れて、検査機関で分析してと。通知結果来るのにと。かなりかかるもので、なかなかこれも普及しないのではないかなと思っております。そして、今うちでやっているのが集団健診ですが、集団健診自体が専門家に言わせるとあまり正確なところも出てこないし、再検査、再検査になるので、もう時代遅れな状況になっていると。今うちにできることは、バスで送って、そこで健診を受けてもらってというのが一番いいなと思っておりますが、なかなか全員を集めること難しいですし、把握することも難しいので、そっちのほうの個別健診というものも今後検討していかなければならないなと。それが一番ベストな形なのかなと思っておりますのでございます。そのやり方が確立、多分10年後には集団健診なくなると言われておりますので、それまでにはちゃんとした形を取っていかなければならないなと思っております。それまでの間行政としてできることといえば、やはり個別の勧奨ですとか早期発見のために検診受けてくれという周知していくぐらいしかできないのですが、そういうことを、そういう勧奨や周知を徹底しながら集団健診の在り方を並行して検討していかなければならないなと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（梅野史朗君） 今説明していただいた集団健診もどうかということでございますので、確かにいろいろと考えていかなければいけないことだろうというふうに思います。その中でも私個人

といたしましては少しでも亡くなる方少なくなってくればという思いで活動しているところですので、キットが正確でないという意見もありますけれども、そういうものを行うという気持ちになること自体が少しずつ啓蒙していけるのかなというところもありますので、その辺についていろいろとこれからもご相談していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

2つ目に移らせていただきます。これもコロナウイルスによる影響ということで、今回は教育の影響についてお伺ひいたします。小学校、中学校はコロナウイルス感染予防のため4月20日から5月31日まで、その間11日の分散登校、約3時間ほどの分散登校がございました。それでも1か月半の間の休校がありました。町民の皆さんからはこの休校の期間により児童生徒の学力が低下するのではないかと危惧する声が私のところに届いてございます。それについて、その状況をどのようにお考えでしょうか。また、それに対して何か対策というのを別に考えていらっしゃるか、それもお伺ひしたいと思います。

○教育長（石川忠博君） 梅野議員の一般質問にお答えいたします。

先ほどの行政報告でも触れたところではございますが、4月20日から5月末までのこの臨時休業の間、小中学校では新学年の指導計画などを踏まえた家庭学習を課しまして、分散登校日に学習状況や健康状態の確認を行うとともに、授業を行ってきたところでございます。6月に入りまして学校が再開した後につきましては、授業の進捗状況などの確認して、年間の指導計画を見直し、長期休業期間の短縮、学校行事の精選などによりまして授業時数を確保し、年度内に学習指導要領に示された各教科の内容を終えることができるよう取り組んでいるところでございます。また、小中学校では子供たちの学習の定着を図るため通常の授業の後に補習の時間を設けることとしておりまして、その際に小学校については町独自の学習指導員を配置しまして、学習支援を行うこととしていくところでございます。

以上です。

○5番（梅野史朗君） 今のところの大体のところは、高野議員のあれと同じように、説明を受けた後でこれがそれかなとは思ってはいましたが、その中でも期間中にカリキュラムが全部終了するようということではございましたが、いけばいいというものでなくて、やっぱり遅れていく、あるいは覚える濃さが少なくなるとか、そういう感じも考えられるかなというふうに思います。私もといたしまして、古平の子供たちに他の地域の子供たちとやはり戦っていけるような学力をつけてあげるのも義務かなというふうには思っておりますので、カリキュラムが終了すればということではなくて、さらに上を目指していけるような方法も今後検討していただければありがたいというふうに思います。今の期待いたしまして、質問を終了させていただきます。

○議長（堀 清君） 答弁はいいのだね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 次に、寶福議員。

○4番（寶福勝哉君） まず、1点目なのですが、古平町除排雪業務委託の最低保証についてご質問させていただきます。

今年の冬、12月から2月までの全道の平均累積降雪量は353センチと1961年の統計開始以来で最少

となりました。当町も例年に比べて雪は少なく、町民としては非常に暮らしやすかった印象ではあるのですが、除排雪業務を委託している業者の出動の日数、時間も激減しておりまして、近隣市町村の稼働実績を調べてもどこも50%弱、古平町においては47%と著しく落ち込んだ結果となりました。そういった中で、近隣市町村では設計予定数量相加の平均70%の最低保証が支払われたとのことで、当初においては60%の支払いと最低となっております。70%保証された他町村の業者の方でさえ70%でも負担が大きいとのことから、最低保証80%への要望をしている業者が多いようです。これらを踏まえて、町の今のお考えをお聞きしたいです。

○町長（貞村英之君） 寶福議員の一般質問にお答えいたします。

この件に関しましては、先般古平建設協会より要望がございました。その概要は、除排雪事業での人材の高齢化、それから除雪車の価格上昇などによって、人件費のアップも含めて業界を取り巻く環境が悪化していると。そして、周りを見てもみんな70%と。最低保証60%を80%に引き上げてほしいという要望がございました。近隣の町村、調べたところで70%というところかなりあります。ただ、うちのように60%超えても超えた分全部、稼働分全部支出するというのではなくて、70超えても100%、70%までから百何%までですか、請求もしないし、100で全部やると、支出するということのでございますので、うちとは大分違うのかなと思っております。実情も路線の延長ですとか、そういうものも違いますので、全てをうのみにはできるわけでもございませんが、知っているとおりの、労務費等、かなり上昇しているのは事実でございます。ただ、我々の書いた設計単価が古平の業者でそのまま反映されているのかなというのも疑問に思うところでございますので、そこら辺を検証して、今後の在り方、多分かなり原価率というのは上がっているものだと思いますので、おのおの原価率が見えてこないものですから、やるとか、そういうことはまだ検討している段階でございます。いずれにしても、こうやって要望があって、苦しいということは分かっておりますので、そこをちゃんと検証して、困らないような方向で改正できればなど。時期的にも本年の除雪発注時期までには結論出していきたいなど。多分発注、11月ぐらいになると思うので、秋ぐらいには結論出しますので、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○4番（寶福勝哉君） 町長も言われたとおり、やっぱり人材の確保だとか働き手の高齢化、また機械の価格上昇は非常に大きなところでありまして、また新型コロナの長期的な影響などで幸先が非常に不透明な現状を踏まえまして、どこまで、何%とは言いませんが、現状よりもよりよい形での見直しを願いまして、質問を終わります。答弁は結構です。

このまま次の質問に移らさせていただきます。本日何度か話題に上がっています小中学校のオンライン授業についての質問です。コロナの影響により休校となっておりますが、今月の1日より再開となりまして、ひとまず安心していただいているところだと思いますが、こういった状況の中でオンライン授業という言葉をよく耳にするようになりました。当町でも休講の時期にALTのデバン先生がズームというアプリを使って、生徒たち、環境を整っている生徒に限りなのではございますが、行ったテレビ英会話というイベントといいますか、そういうことをやってもらったようで、それを受けた子供を持つ親御さんからは非常に子供が楽しんでそれに参加していたという声を数件聞きました。これ

に関しては、非常にいい企画だったなと思います。ありがとうございました。

さて、先日札幌市教委が、もう1週間以上たつと思うのですが、自宅にインターネット環境が整っていない児童生徒に貸し出すタブレット端末などを4,000セットを夏休み明けまでに用意するという考えを明らかにしていたかと思います。GIGAスクール構想の中で全て当町でも動いていることもあると思いますが、現状古平町としてオンライン授業をどう進めていくのか、改めて進捗状況と今後のプランをお聞かせください。

○教育長（石川忠博君） 寶福議員の一般質問にお答えいたします。

本町のICT環境の整備につきましては、行政報告でも触れたところでありますが、現在は校内通信ネットワークの高速大容量化を進めておまして、今後1人1端末の整備を計画しているところでございます。国のガイドラインというのがございまして、その中で臨時休業などに伴って学習に著しい遅れが生じることのないよう学校が指導計画等を踏まえながら、教科書と併用できる紙の教材、テレビ放送、オンライン教材、同時双方向型のオンライン指導などを組み合わせた家庭学習を臨時休業期間中に課すと。それから、教師による学習指導等の学習支援を行うということが臨時休業期間中に求められているところでございます。この同時双方向型のオンライン指導が寶福議員のご質問のいわゆるオンライン授業ということだと思われまます。学校の調査では、Wi-Fiが整備されていない家庭や保護者が不在になればスマホさえもないという家庭など、家庭のICT環境に大きな違いがあることが明らかになっておまして、小中学校では臨時休業の間は教科書と併用できる紙の教材を配付するとともに、学習に役立つオンライン教材等の紹介を行って、オンライン授業につきましてはズームの教員研修を行い、いつでも実施できる体制までは整えているところでございます。各家庭でICT環境が異なりますことから、直ちにオンライン授業を実施するということは難しいと思いますが、今後経済的な理由からICT環境が整備できない家庭の支援などにつきまして、国の動向も勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○4番（寶福勝哉君） 確かに国の動きと合わせての動きが大事になってくると思うのですが、先ほども梅野議員が言っていたとおり、札幌は夏休み明け4,000台用意して、そういうオンライン授業がいつでもできる環境を整える方向でいると。古平は、国の動きに沿ってやると。そういったときに例えばコロナの第2波、第3波が来てしまっって、また休校だとなったときにここにいるから、例えばタブレット環境がないからというところで教育の地域格差みたいなのがちょっと出てくるのが心配だといいますか、今後そういった格差が生まれないように、教育行政報告にもありましたが、早急な対応をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。答弁結構です。

○議長（堀 清君） 次に、逢見議員。

○2番（逢見輝統君） 教育長にお伺いします。

小学校、中学校の学習の遅れについてということで、先ほど来教育長の行政報告、あるいは梅野議員とかがいろいろ質問しておまして、同じようなことですので、さらっと答弁いただければと思います。

今回新型コロナウイルスの関係で小学校、中学校の休校が余儀なくされ、それにより学習の遅れ

が心配されておるところでございます。この遅れをどのように挽回していくつもりかお伺いをしたいと。よろしく申し上げます。

○教育長（石川忠博君） 逢見議員のご質問にお答えいたします。

6月からおかげさまで学校の再開できたところでございますが、授業の進捗状況など確認しまして、年間の指導計画を見直し、長期休業期間の短縮、学校行事の精選などを行って、授業時数をしっかり確保すると。その上で年度内に学習指導要領に示された教科内容はしっかり終えるように取り組んでまいりたいと考えております。さらに、補習授業も学校では計画しておりますので、そういったことも通じて子供たちの学力の定着を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○2番（逢見輝続君） よく分かりました。子供たちのために今後ともよろしく申し上げます。

以上です。

○議長（堀 清君） 次に、工藤議員。

○9番（工藤澄男君） 私は、公園と一時避難場所の草刈りについて質問いたします。

公園の草刈りが始まりましたが、みどり公園で作業をしている人は一人で町の軽トラックを使用していました。作業員は一人でやっていた関係、何か町のほうで頼んだのか、それとも委託業者が来てやっているのか、その辺がちょっと分からなかったです。それで、刈り方が雑だとかといって町のほうでやり直しさせたと聞いていますけれども、その内容をお聞かせください。その後自動除草機を使用しているようですが、独り作業というのは事故などが起きた場合大変困ります。町は、どのようにお考えでしょうか。

○町長（貞村英之君） 工藤議員の一般質問にお答えいたします。

まず、公園の草刈りの件でございますが、公園の草刈りについては町民の皆さんや町会のほうから草刈りの充実という要望が多数寄せられているため町は業者に委託していたのですが、雑だ、雑というか、回数が少ないとか、そういうことでこういう要望になったのかなと思っていたのですが、その改善策として本年度から包括業務委託、追加してとか、こちらからお願いした面もあるのですが、そこでできれば人を雇っていただいて、草刈りの体制強化を図ればよかれと思って、こういう体制を取ったところでございます。一番最初、開始後受託業者との打合せが不十分だったということもございまして、ちょっと町が求める水準とあちらが予想していたものが一致していなかったものですから、やり直してくれと指示したところでございます。今までの業者の時間と今度の草刈り委託時間、全部で600時間以上を義務づけておりますので、かなり充実しているのではないのかなと。私もこの間自転車ですっと回ってみたのですが、去年よりはいいのかなと思っているのですが、なかなか駄目だということがなぜか言われるものですから、あまり駄目なのであれば前年度に戻してもいいのかなと、思っているところでございます。

やり直しさせた内容というのは、以上のことでございますが、もう一つは独り作業、事故が起きるのではないかと、思っているところでございますが、町から貸与する草刈り機の追加でかなり効率的に実施しているのですが、一人の作業、それなりの営業所長との連絡体制が整っていれば問題ないということでございますので、そういうことで認識しているところでございます。ただ、現在は公園の状

況に合わせて複数人で作業を実施していると聞いております。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） みどり公園なのですけれども、確かにきれいになっていました。それも公園の真ん中だけ。あと周りは一切刈っていません。そして、その最中に保育所の子供たち、二、三回やはりそこに遊びに来ているそうです。草刈りというのは、やっぱり子供達が歩くようになればよほど吟味して、遊ぶ部分だけでもきれいにしてやらないと、大人でもつまずいて転ぶことがあるので、そういう点を業者にしっかり確かめさせて、やってもらってください。

そして、去年まで土木でやっていたのは今年から総務だということなのですけれども、総務にはそういう、例えば草刈りだとか、そういうのの経験をしたような人がきちっと監督についているのかどうか、そこが問題なのです。機械によってはてぐすなんか使うと本当に地面すれすれにきれいに刈れる。そうなれば、そこで遊ぶ子供たちは安全だと。ところが、普通の……忘れた。普通の草刈り、刈り払い機を使うと必ず二、三センチ残るのです。なぜ残るかといったら、下に丸いものがついていて、それ以上下がらないようになっているのです。そして、石など跳ねないようにそういう工夫がされているので、必ず残るのです。だけれども、今回は除草機出しているようですので、恐らく短いとは思うのですけれども、今までからもなんかは刈り払い機でやっているのです、ほとんどが長い状態で残っていたのを私今までずっと、自分も実際に仕事で行ったことがありますので、分かるのです。ですから、常に監督する人は現場見て、そして、毎日見るとはいかないけれども、たまに行って気をつけて見て、そして安全な公園にさせていただきたいと思います。そして、例えば町のああいいうトラックなんかを使った場合はやっぱり町でお金もらうのですか。

あと……まずそこまで。

○町長（貞村英之君） 公園の草刈りのやり方でございますが、様々な面からご指摘いただいておりますので、今年は言われたことを十分業者のほうに伝えて、万全を期していきたいと思いますが、やはり去年まで全く出ていなかった議論がここに来て噴き出しているということは、今の体制が悪いのではないのかなと思っておりますので、包括業務委託の在り方も来年度に向けて検討して、また前に戻すなり、前に戻したらもっと悪くなるのではないかと思うのですが、そういうこともございますので、検討していきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 車の……いいのかな。

○9番（工藤澄男君） 私もずっと見てみたのですけれども、あそこ以外はみんなきれいに刈ってました。さわえ、それからあけぼの公園、それからみなと公園はもともとあれは総務課の係だったのだけれども、やはり総務でやるということになれば総務課で刈ったということなのです。みなとの公園も、あれもきれいになっていました。そして、独り作業と先ほど言いましたけれども、私みどり公園へ行ったときとさわえ、たまたま通っていたらやっていたので、見に行ったら、そのときも独り作業だったのです。それで、心配で。私も草刈りは何十年も札幌で経験していたのですけれども、そして一人で仕事した場合、例えば石を飛ばすことあるのです。そしたら、もし万が一週りに人いたらけがすることある。そういうとき一人では対応できないのです。私も実際に札幌市で50

メーター離れた道路まで石飛んでいって、ダンプのフロントガラス割ったことあるのです。そういうようなこともあるので、やはりなるべくだったら複数の人で仕事して、そして安全にやってほしいと。そういう点をまずお願いします。答弁はいいです。

○町長（貞村英之君） 工藤議員の再々質問にお答えいたします。

再質問のときちょっと答弁漏れあったのですが、お金取っているかと。あれは、対応物件として契約時に網羅していますので、指定管理料で相殺しているということを取っているということになりますが、保険料については相手方になりますので、そちらのほうはこちらのほうで負担していないところでございます。

独り作業、先ほど申したように、法的には問題ないのですが、現在は公園状況に合わせて複数人で作業しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。いずれにしましても、公園の草刈りについては万全を期していきたいと思っておりますし、ただみなどの公園、実はうちのほうからあまり、今の時期ぎりぎりまで草刈るなということで、要はあそこの部分で、看板ある横で札幌の人方来て、バーベキューやり出したものですから、あまりきれいに刈ってはまずいかなと思って、少し伸ばしておけということを行ったこともございますが、今はもう解除されましたので、しっかりやしていきたいと思っております。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 次に、一時避難場所の草刈りについてお伺いします。

今回は一時避難場所3か所、草刈りについてお聞きしますということで、場所は沢江町の吉田宅地先、それから港町は幾井宅の裏、それから浜三町内、うちの町内なのですけれども、北楯宅の付近と。草刈りの予定はあるのでしょうか。

○町長（貞村英之君） 工藤議員の一時避難場所の草刈りについてでございますが、3件の避難場所、沢江町の吉田地先、港町の幾井宅の裏、これは実施することとしておりますが、浜三、北楯地先については公園通り線の改良工事も終了したことから、今年度の草刈りは予定しておりません。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） この3か所は、私何回か仕事で草刈りに行った経験がございますというよりも、仕事で行ったのは2か所です。1か所は沢江のほう、あれは避難階段、私が仕事でやった仕事でございます、何年か前にもやはり草が背丈以上に伸びていて、全然避難道路が見えないと。そして、見えないと言えは刈りにいくと。だけれども、今回はたまたまこの一般質問を書いた次の日かその次の日か見に行ったら、何か慌てて刈ったような跡がちゃんとありました。そして、港町の幾井さんの裏なのですけれども、あそこは元は何も張っていませんでしたのですけれども、去年かその前ぐらいから車入れないようにひもで張ってあるのです。だから、あそこまで上がっていけないので、実際に私そこはひも張ってからは見ていません。それから、浜三町内の北楯さんの付近なのですけれども、あそこは決まってから町では一回も刈ってくれませんでした。ということで、最初のうちは当てにしていたのですけれども、当てにならないで、私がボランティアというか、やっていた。前に町長とも一回話したときに何とかボランティアでと言ったから分かったよとはあのときは言って、そしてやっていたのです。そして、実際に自分で刈ってみて、いい場所見つけたの

です。ここの正隆寺の裏まできれいに、歩いていく、長靴でなくても歩いてこれるようなきれいな道路できたのです。たしか松尾総務課長、一度歩いた経験あると思いますけれども、例えばたしかあそこ本当はやってほしいのです。なぜかといったら、半分から向こうの人が今のほほえみくらすのほうへ逃げるか、あとはここの会館に来るかなのです。その真ん中に、ちょうど真ん中のあたりに結構高齢者の方いるもので、なるべくぱっと逃げるようにと思って、だから、刈るときは春、夏、秋と3回刈ることもありましたし、大抵2回ぐらいは刈って、今までやっていたのですけれども、今年私たまたま春先手術して、今ちょっと体調まだ元に戻っていませんので、今年は一切やっていないです。それで、そういう一時的な避難場所、本当は建物のあるところへさっと逃げればそれが一番なのですけれども、そこまで来れない人はやはり近いところの一番高い高台へまでということだと思うので、せめて北楯さんのうちの前まででもいいので、刈っていただければなと思うのですけれども。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたします。

避難場所になっているから、ちょっとやらなければならぬのかなということ聞いていたのですが、平成24年に避難場所、当町指定されております。その後災対法改正、それから道のマニュアル等できて、津波避難計画は当時の道の想定2倍以上の波の高さを想定しております。災対法に照らし合わせますと、今の場所は不要だということが大体分かっております。我々がこうやって言ってもどうしようもございませんので、草刈り、このままにしておけば一生出てくる話でございますし、今後内閣府や道と連携して、地震津波防災計画の実施を予定しますので、その結果を踏まえて今年度中には専門家を交えて新しい避難計画、方向性示していきたいと考えております。それまでの間は、まだ避難場所と指定されておりますので、ちゃんとした管理をしていきたいと考えているところです。

以上でございます。

○9番（工藤澄男君） 公園もそうですし、それから同じ草刈りということで、今の避難場所もそうですけれども、年に春と秋ぐらいは刈るようにしてもらって、そして公園もやはりきちっと柵のところまで刈るぐらいの気持ちがあれば駄目ではないかと思うのです。誰が見てもやはり柵の中まできれいに刈ってあれば、誰が見てもきれいだと思うのです。それが途中で草ぼうぼうとか公園なんかでも、避難場所でもその避難場所真っすぐ見ればそこに草がだあっと伸びているのが見えるようだったら、やはり何やっているのだというふうになると思うのです。それで、これからは少し身を入れて草刈りをお願いしたいと思うのです。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、町長にお願いしたいのですけれども、本陣町内会より子供の数が増えたので、遊具、1個ぐらい何とかお願いしますということだけ伝えて、終わりにします。ありがとうございました。

○議長（堀 清君） 答弁は。

（何事か言う者あり）

○議長（堀 清君） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時28分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問、真貝議員、どうぞ。

○3番（真貝政昭君） まず、1件目です。町の議会に対する提出資料について伺います。

昨年庁舎等建設特別委員会に提出された資料、先般の3月議会一般質問でも同僚議員から質問がありまして、それに対して町長が答弁しています。この資料は、基本設計完了に伴う工事予算とか財源内訳等が記載された資料で、図面とともに特別委員会に提出されたものです。当然大成建設からのものだと認識していましたが、3月の町長の認識では違うと。町の資料だということがありました。

それで、伺います。この資料は、図面も含め資料もコピー機にかけてコピー禁止という文字が印刷されます。業界では不正防止用紙ということで、古平町においては国民健康保険証、それから戸籍の関係で、コピーすると不正に利用されないように裏字が出る用紙です。長年議会に参画して、町の資料としてこのような特殊な用紙が議会資料として出てくるのは初めてです。古平町は、いつからこういう用紙を使用するようになったのか伺います。

○町長（貞村英之君） 真貝議員の一般質問にお答えいたしますが、まずこの資料なのですが、これもコピー禁止と出ている資料だから大成建設がつくったものだと、ああやってふるびら民報に何回も出したのですか。あきれてしまいます。別に議会の提出資料に特殊な用紙は使用しておりません。通常、どこにでもあるコピー用紙でございます。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 昨年3月の予算議会で、私の議会での発言に対して、この設計作業をやめるなら今だということに対して反対の討論をしたことに対して急遽議員協議会、開かれました。そのときに町のほうから提出された、基本設計を請け負った業者が万歳をして、そして公募型プロポーザルに移行するに至る経緯を町側の説明資料として議員協議会に提出されたものがあります。これもコピーするとコピー禁止と裏字が出るのです。不正防止用紙です。だから、聞いているのです。その時点で古平町がそういう今までに使ったことのない用紙を使ったのだなということが分かったのです。だから、聞いているのです。普通のコピー用紙でしょう、町が使っているのは。なぜそういう用紙を議会に提出したのか。だから、いつから使うようになったのですかと聞いている。大成建設がどうのこうのと聞いているわけではないのです。古平町の、町が作った説明資料を議会に提出しているわけですから、だから聞いているのです。伺います。

○町長（貞村英之君） 私どもが幾らうちで作った資料だと言っても聞く耳持たずに、あなたが作るピラに書くではないですか。それ言っていただけです。

いつからということですが、共産党古平支部が発行するふるびら民報に公文書で数字が独り歩きするので、あまり、議員限りにしてくれというお願いにもかかわらず、町に無断で転載されて、目に余るものがある、やむを得ずこのような措置を取ったものでございます。特殊な用紙

ではなかったらああいうコピー禁止とか出ないと思っておられるのでしょうか。ちょっと浅はかです。特殊な用紙にしなくても今やパソコンやコピー機で幾らでもあんなもの印刷できますから、別に業者ではなくてもできるものですから、もう少しちゃんと調べてから書いたほうがいいのではないですか。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 庁舎特別委員会に出された資料も、それから昨年3月の議員協議会に提出された資料も議員各員に渡された同じものを私が持っているのです。議会で保管してやるやつも同じものです。それを町のコピー機にかけても私のコピー機にかけても同じように出るのです。そして、さらに伺います。庁舎と関係のない、貞村町長が2年目の、恵尚会と指定管理者の契約を早期に打ち切る経緯に至った資料も町側の資料として平成30年11月に議員協議会に提出されています。それもコピーするとコピー禁止と出るのです。だから、コピー機の操作でなくて、そういう用紙を使って議会に提出されている。だから、複合庁舎と関係のない恵尚会との経緯についてまでなぜそういう用紙を使う必要があるのかと。私気がつかなかったのです、恵尚会との経緯については。あまりにも町長が大成建設からの資料だと客観的に思えるやつを無理やり大成からの資料でないと言い切って、古平町から出したものだというふうに言い張るので、それで過去のものをコピー機にかけてみたのです、ひょっとしたらと思って。そしたら、病院とのそういう経緯にまでそういう紙を使っている。これは、業界ではやっぱり図面だとか、私がいろいろと町民に説明する前の、公募型プロポーザル前のいろんな経緯について町から提出されたものをすぐ回収されるということで、今までそういうのをコピーしたことないのです。何も騒いだことはないのです。独り歩きされたら困ると言ったのは、私が書く前のあなた方の判断で、議会にちょっと見せては回収していったものです。多分それもコピーしたらコピー禁止という裏字が出ると思います。改めて大成から客観的に見て出されてきた議会への資料が町のものだというから、聞いたのです。町で作ったものでなくて、誰かが作っているものだとしたら、これは議会と町との関係では大問題です、これ。議会に提出する町の資料が普通のコピー用紙ではなくて、不正防止用紙ということになると、今まで経験がないのですから。町議会も道議会だって聞いたことがないという。町の恵尚会との経緯だって何も隠す必要のないものなの。これがなぜコピー禁止という裏文字が出る紙を使っているのか、それが不思議になのです。町で使っていないということが分かりましたので、別に困るような答弁でない限りしてもいいですけども、分かりましたので、次の質問に移ります。

○町長（貞村英之君） 何回言ったら分かっていただけののでしょうか。あの資料、町職員であれば一目で総務課長が作ったものだと分かります。あと、町立診療所の資料についても総務課長が作成したものです。なぜほかのところは作成したとされているのですか。これちょっと暫休して、そのコピーでできませんか。できるでしょう。やってみてもらえませんか。

○議長（堀 清君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時40分

再開 午後 3時49分

○議長（堀 清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

町議会への提出資料についての答弁は先ほど町長がいたしましたので、2つ目のコロナ対応についてからを質問よろしくお願いたします。

○3番（真貝政昭君） コロナの対応について2点伺います。

1人10万円の給付金は4月27日以前に生まれた人が対象で、4月28日以降に生まれた新生児は対象外というものに対して、今年度に生まれる子供にも支給するという自治体が全国的に出ています。同感です。古平町も独自に支給する考えはあるのか、それを伺います。

それと、2点目ですけれども、3月の予算議会最中でも議員間でマスクが売られていないと、店頭で並んでいないということが話題になっていました。町民も大変困って、マスク手に入らないかと、そういう要望がありました。町の対応については、その後このマスクについては認識のとおりでありますけれども、近隣の町村ですと一番早く対応できたのが、4月の中盤ぐらいでしたか、仁木町が子供に対して1人10枚支給するという行動を取りました。月末には、積丹町も仁木町も全町民対象にしてマスクを支給するというふうになりました。今回このコロナの対応について、今後の避難所における町の対応、備蓄の問題がクローズアップされてきています。マスク以外にもいろんな点が再検討されると思います。コロナに限らず、感染症対策としてマスクの大量備蓄、それが必要になるだろうと思います。避難所に置けなくても今回のように突然品不足という手に入らない状況が出てくるわけですから、そういうときに緊急に対応するためにもマスクの大量備蓄が求められていると思います。町長の考えをお伺いします。

○町長（貞村英之君） コロナ対応のご質問についてお答えいたします。

今回のコロナ対応、4月28日という基準が設けられております。基準日以降生まれた人、新生児は対象となっていないのは事実ですが、基準日以降に亡くなられた方は対象となっております。ここも矛盾あるのかなと思っておりますが、制度上どこかで線を引く必要があると認識しているところでございます。

次に、マスクですが、備蓄していないのかということですが、先日の道のマスクの備蓄の調べで管内、備蓄しているところは古平町だけ。1万1,000枚のマスクを調達し、災害やクラスター感染などに備えて備蓄しております。アルコール消毒液も36リットル備蓄しております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 4月28日以降に生まれた新生児に対しては、独自に実施している自治体の様子を見ますといろいろな形でやっているわけです。出産育児応援金だとか国の給付対象世帯との均衡だとかいろいろと項目を考えてやっています。4月27日生まれですと同学年には同じような対応をといる親の、これから生まれる新生児の親御さんたちのことを考えますと、やはり同等に扱うべきでないとか、3月いっぱい、4月1日までと言わないまでも8月までだとかいろいろと基準日を設けて実施しております。同感です。それで、町の規模によりましようけれども、昨年度古平町で生まれた新生児、子供の数は11人です。わずかばかりのそういう人数、貴重なこういう地域の新生児に対してわずかな予算でやれることをばつり国が決めた基準日で切ってしまうということは

いかがなものかと。このコロナの問題は、第2弾、第3弾が予定されているでしょう。そういうことを考えますと、やはりもっと柔軟に対応してあげてもよろしいのではないかというふうに思います。改めて伺いたいのです。実施している自治体ですけれども、厚木市、善通寺市、五戸町、富士見市、ふじみ野市、それから浅口市、それから複合庁舎で同じZEBの関係ですけれども、開成町、それから羽曳野市、下関などなどです。ほかの自治体の、やはり特に過疎地なのですから、そういう面で新生児対策、いろんな面で大事だと思います。そういう点で改めて考える必要があると思いますけれども、改めて町長のお考えを聞きたい。

それから、何か今マスクの関係では大量に備蓄しているような答弁でしたけれども、どれくらいの枚数が用意されているのか。それを吐き出して対応することはできなかったのかどうか伺います。

○町長（貞村英之君） 再質問にお答えいたします。

学年の中で4月27と28日に生まれた人に差が出る。言われていた町、今年度まで延ばしているわけですが、12月31日で1月1日生まれ、そこでも差出るわけではないですか。やっぱり制度として生かすからにはどこかで線引が必要であると認識しております。長引くというのであれば、第3弾、第4弾の対策が出てこようかと思しますので、そのときは対応いたしたいと思えます。

マスク、先ほど1万1,000枚と言ったのですが、聞いていなかったのでしょうか。1万1,000、ようやく調達いたしました。だけれども、何か急に事故、災害とかあった場合に備えての対応でございますので、今現在マスク、私マスク、自分で買ったのが1か月ぐらいかかってようやく5月に来たのですが、4,000円ぐらいで買ったマスクがその3日後には梅野商店で2,500円で売っていたぐらい出回っておりますので、今のところそういうことは考えておりません。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 最初の4月28日以降に生まれた新生児に対して今後の経過を見て対応するというお考えなので、それでよろしいかと思えます。それで、そういう気持ちがあるなら、やったほうが良いと思えます、今でも。方針を出したほうが良いと思うのです。

それと、マスク1,000枚、ようやく手に入れたということなのですからけれども、町民が約3,000人で、1,000枚……

（「1万1,000」と呼ぶ者あり）

○3番（真貝政昭君） 1万1,000ですか。そしたら、3,000で割ったら1人3枚です。足りないのではないかというふうに思っています。災害時は一斉に避難するわけですから、緊急でそれで対応できるかもしれないけれども、こういうような長丁場で対応する場合はその程度では収まらないだろうというふうに思っていますので、マスクは一つの項目ですけれども、いろんな面で考えていただきたいなと思えます。

3件目伺います。患者への交通費助成についてです。経済的弱者にとって、質問の前提として高齢な年金生活者、特に低年金を頭に描いて、一番弱い立場の人です。それを頭に置いて質問するのですけれども、町外への通院については大変困っています。特に夜間で救急搬送で町外に連れていかれたら、経済的弱者にとってはタクシーの利用というのは本当に考えにくい。それから、救急搬送される場合でも救急車に乗ること自体をためらうと、そういうような事態があります。入院ベッ

ドがない今の古平町の実態が長く続くとなれば、なおさらこの交通費の問題は経済的弱者にとって大問題になっております。安心してこの町に住むためにも交通費への助成というものを一つ考える必要があると思います。町長のお考えをお聞きします。

○町長（貞村英之君） 3番目の質問にお答えいたします。

安全に古平町で生活できるように7月から、先ほど申し上げたとおり、常勤医師による治療が可能となった。地域のかかりつけ医として一次医療は確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 貞村町長にとっては前の恵尚会の実態は入院できないという前提でしたけれども、前任者はあくまでも入院できるという方向性を追求していたのです。町民もベッドがない状態というのはこれは困った状態で、今私の耳にも入ってきています。熱中症で点滴受ける際でも町外で受けざるを得なくて、向こうから、余市方面から点滴終わったので帰ってくださいと言われるような事態は、これ経済的弱者にとっては大変困った問題です。実際に救急搬送されて、もう大丈夫ですから帰ってくださいと。体の様子がおぼつかなくても帰ってこなければならぬという、そういう困った事例も直接訴えられています。経済的に余裕のある人は、タクシーも頼んで帰ってこれますけれども、特に高齢な独り身の身寄りのない方ですと、これは死活問題なのです。プレミアム商品券を買えないのと同じように、タクシーも頼めないような状況で、ほとんど困った問題なのです。ぜひ交通費助成というものを何らかの形で考えるべきだと思いますけれども、改めて伺います。

○町長（貞村英之君） 繰り返しになりますが、7月から常勤医が来るので、地域のかかりつけ医として一次医療は確保されると理解しております。救急が必要な場合は救急車搬送します。帰りのことを言われているのかなと思うのですけれども、帰りも救急車が必要であれば余市から来れるのではないのでしょうか。多分必要ないと思うのです。ということで、交通費については今のところうちの医療の中で完結できるという判断でございます。

以上でございます。

○3番（真貝政昭君） 短絡的なお考えを頂戴いたしました。

4件目の新生児の聴力検査への助成について伺います。出産直後、聴力検査、これ希望によって受けれるのですけれども、道のホームページを見ましても3,000円の自己負担がかかるとなっております。年間10人前後の新生児を抱える今の古平町において、それくらいの町の負担が重大問題なのかというふうに思うのです。それで、各自治体、特に過疎地で子供への施策を充実させようとしている自治体、この新生児への聴力検査、町負担、自治体による助成をすることで増えています。最近の新聞報道見ましても、そういうのを実施していない町村に古平町の名前がぼんと出たりするものですから、以前この問題を扱った一般質問で検討課題という答弁で終わっていたのが実行されないで今に至っているのだなということで、今回取り上げた次第です。10人で3万円の助成ですか、できるのでないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○町長（貞村英之君） 以前答えたとき検討すると言っていないと思うのですが、以前は42万円の出産費の中で対応しているという小樽のクリニックの話でしたので、検討するというところで捉えて

いたかもしれませんが、今となってはそれも、あれなので、言いますが、6月1日付で北海道からの新生児聴覚実施要綱、改正になりまして、うちでも6月1日から実施済みでございます。

以上でございます。

○議長（堀 清君） 以上をもって一般質問を終わります。

◎日程第27 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第27、総務文教常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

総務文教常任委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続審査・調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

◎日程第28 委員会の閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第28、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

産業建設常任委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第29 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第29、広報編集常任委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

広報編集常任委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第30 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第30、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、本会議の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第31 委員会の閉会中の継続調査申出書

○議長（堀 清君） 日程第31、庁舎等建設調査特別委員会の閉会中の継続調査申出書の件を議題とします。

庁舎等建設調査特別委員長より、会議規則第74条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出がございます。

お諮りします。委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長（堀 清君） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第6条の規定により本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（堀 清君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（堀 清君） これで本日の会議を閉じます。

令和2年第2回古平町議会定例会を閉会します。

閉会 午後 4時13分

上記会議の経過は、書記
いことを証するためにここに署名する。

の記載したものであるが、その内容の相違な

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員